

さつま町のち支える対策推進計画

誰も自殺に追い込まれることのないさつま町をめざして



平成31年3月

さつま町のち支える対策推進計画の策定にあたって

全国各地で毎年発生する大規模な自然災害、少子高齢化・情報化社会の進行に伴う社会のつながりの希薄化、これらの不安事が渦巻く今日において、町民の皆様が地域で安心して暮らせるための仕組みづくりや支援対策が強く求められています。

様々な悩みや不安を抱えて生活に困ったときなどに、誰に頼ればいいのか、どこに相談すればいいのか分からないという方や、相談することをためらって悩みや問題をひとりで抱え込んでしまっている方もいるのではないのでしょうか。



平成18年に自殺対策基本法が施行され、国を挙げて自殺対策が推進された結果、わが国の自殺者数は減少傾向にあります。平成29年の自殺者数は2万人あまりとなっており、いまだ多くの方が自殺により亡くなる憂慮すべき状況が続いています。

自殺は、様々な要因が複雑に絡み合って、追い込まれた末の死です。個人としての問題だけでなく社会的要因も背景にあることから、その対策は社会全体で取り組まなければならない喫緊の課題と考えられます。

本町においては様々なニーズに対応するため、平成29年9月に、妊娠期から子育て期までの支援に関する窓口として子ども支援課を、高齢者福祉に関する窓口として高齢者支援課を、障害者福祉・保健医療に関する窓口として保健福祉課を設置し、平成31年3月に、誰も自殺に追い込まれることのないさつま町の実現をめざして本計画を策定するに至りました。

今後は本計画に基づき、地域のつながりを育み、心身の健康づくりを推進し、相談支援体制の充実を図り、関係団体の連携や協働により、いのちを守ることにつながるあらゆる対策に取り組んでまいります。

おわりに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご指導を賜りましたさつま町自殺対策協議会の皆様をはじめ、関係各位、町民の皆様に厚く御礼申し上げます。今後の取組への一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成31年3月

さつま町長 日高 政勝

目次

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 計画の数値目標	3

第2章 本町における自殺の現状

1 自殺に関する統計	5
(1) 自殺者数と男女別自殺者数の推移	6
(2) 自殺死亡率の推移	7
(3) 男女・年代別自殺者割合	8
(4) 職業別自殺者数	9
(5) 自殺者の未遂歴別の状況	9
(6) 自殺の原因・動機の状況	10
(7) 自殺者の同居人の有無別状況	10
(8) 支援が優先されるべき対象群	11
2 こころの健康に関する意識調査結果	12
(1) 悩みやストレスについて	13
(2) 相談について	14
(3) うつ病や自殺に関する考えについて	16
(4) 町の自殺対策について	18

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念	19
2 自殺対策の基本認識	20
3 基本方針	21

第4章 自殺対策の具体的取組

基本方針1 地域のつながりを育む	23
(1) 交流機会の促進	23
(2) いのちの教育の充実	25
基本方針2 心身の健康づくりを推進する	26
(1) 心の健康づくりの促進	26
(2) アルコール対策の強化	27
(3) 身体の健康づくりの促進	28
(4) 労働環境の改善	29
基本方針3 相談支援体制の充実を図る	30
(1) 相談窓口の充実	30

(2) 人材育成の促進.....	32
(3) 社会の中で弱い立場にある人への支援.....	34
(4) 自殺未遂者への支援.....	36
(5) 自死遺族への支援.....	36
基本方針4 関係団体の連携や協働を推進する.....	37
(1) 連携や協働の推進.....	37
さつま町 生きる支援関連取組一覧.....	38

第5章 計画の推進体制

1 推進体制.....	45
2 評価のしくみ.....	45

第6章 資料

1 さつま町のいち支える対策推進計画の策定経過.....	46
2 さつま町自殺対策協議会設置要綱.....	47
3 さつま町自殺対策協議会委員名簿.....	49
4 さつま町自殺対策協議会部会委員名簿.....	50
5 自殺対策基本法.....	51
6 自殺総合対策大綱の概要.....	56

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨

わが国の自殺者数は、平成10年以降、平成23年まで14年連続で3万人を超える状態が続いていましたが、その後は減少に転じ、平成29年は2万人余りとなっています。しかしながら、未だ多くの方が自殺で命を落とす憂慮すべき状況は続いています。

こうした背景の中で、国においては、平成18年に「自殺対策基本法」が制定され、翌年「自殺総合対策大綱」が策定されました。施行から10年の節目となる平成28年4月には「自殺対策基本法」が改正され、誰もが等しく支援を受けられるよう全ての自治体が自殺対策計画を定めることが示されました。

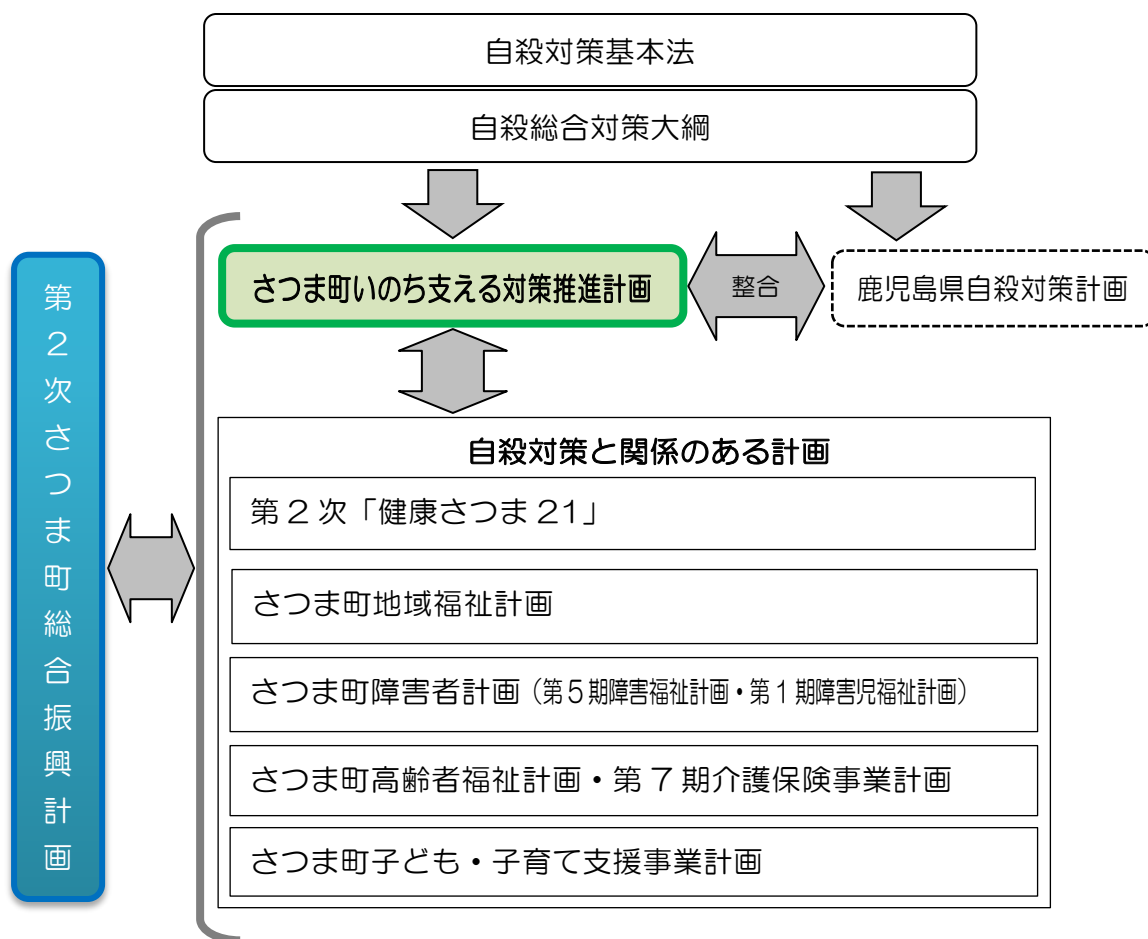
「自殺は、その多くが追い込まれた末の死」であり、背景には過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立など様々な社会的要因があることが知られています。自殺は本人や家族、周りの方々にとっても大きな損失です。本町では関係団体・機関等と緊密な連携を図り、周知啓発活動から実践的な取組まであらゆる対策を全町的な取組として推進し、「誰も自殺に追い込まれることのない生き心地のいい町づくり」の実現をめざします。

2 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条2項に基づき、本町の状況に応じて策定するものです。

また、本計画は、平成29年7月に改定された自殺総合対策大綱の基本理念を踏まえ、本町の自殺対策を推進していくための総合的な計画です。同時に、中長期的な視点を持って継続的に実施していくものであり、「第2次さつま町総合振興計画」の基本方針Ⅰ“「ひと」ふれあう さつま町”に定める基本目標の一つ「希望に満ちて、生涯をいきいきと暮らせるまち」の実現に向けた、本町の自殺対策の基本となる計画です。また、「第2次健康さつま21」等自殺対策に関連する他の計画とも連携を図るものです。

図 1-1 計画の位置付け



3 計画の期間

自殺総合対策大綱がおおむね5年に1回を目安に改定が行われてきており、町の計画もこうした国の動きや自殺の実態、社会状況等の変化にあわせ、おおむね5年に1回を目安に内容の見直しを行うこととし、本計画の推進期間を2019（平成31）年度から2023（平成35）年度の5年間の計画とします。

図 1-2 計画の推進期間

	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)	2021 (H33)	2022 (H34)	2023 (H35)	2024 (H36)	
さつま町のち支える 対策推進計画	策 定	計画期間（5年間）						

4 計画の数値目標

自殺総合対策大綱では、「2026（平成38）年までに自殺死亡率を2015（平成27）年と比べて30%以上減少させる」という目標を掲げています。

一方で、さつま町としては、自殺対策を通じて最終的にめざすのは「誰も自殺に追い込まれることのない生き心地のいい町づくり」です。したがって「第2次さつま町総合振興計画」や「第2次健康さつま21」との整合を図り、計画最終年度の2023（平成35）年度までに、年間に自殺で亡くなる方を出さないことを目標とします。

文中の言葉の表現について

1 「障がい」の表記

障がいのある人やその家族の中には、従来用いられてきた「障害」の「害」という文字に、否定的なイメージ、差別感や不快感を持つ人がいます。

本計画において、法令や制度、団体や施設等の固有名称で用いられているものを除き、従来「障害者」「障害」と表記していたものについて、すべて「障がい者」「障がい」と表記します。

障がい者の人権を尊重するという観点やノーマライゼーション社会の実現に向けた市民の意識醸成にもつなげることを目的としています。

2 「自死」「自殺」の表記

本計画では、以下の原則に則り表記する。

「自死・自殺」の表現に関するガイドライン

①行為を表現するときは「自殺」を使う

例：「自殺防止」「自殺未遂」「自殺企図」「自殺のサイン」等

②多くの自殺は「追い込まれた末の死」として、プロセスで起きていることを理解し、「自殺した」ではなく「自殺で亡くなった」と表現する

③遺族や遺児に関する表現は「自死」を使う

(NPO法人 全国自死遺族総合支援センター：『自死・自殺』の表現に関するガイドライン)

第2章 本町における自殺の現状

1 自殺に関する統計

自殺に関する統計データには、主に、厚生労働省の「人口動態統計」と警察庁の「自殺統計」の2種類があります。

厚生労働省の「人口動態統計」では、日本人を対象に集計していますが、警察庁の「自殺統計」は、日本における外国人も対象に集計しています。

本計画においては、「自殺統計（自殺日・居住地）」を主として使用します。

【厚生労働省「人口動態統計」と警察庁「自殺統計」の違い】

■調査対象の差異

厚生労働省の「人口動態統計」は、日本における日本人を対象。
警察庁の「自殺統計」は、総人口（日本における外国人を含む。）を対象。

■調査時点の差異

厚生労働省の「人口動態統計」は、住所地を基に死亡時点で計上。
警察庁の「自殺統計」は、発見地を基に自殺死体発見時点（正確には認知）で計上。
なお、いずれの統計も、暦年（1月から12月まで）の統計。

■事務手続き上（訂正報告）の差異

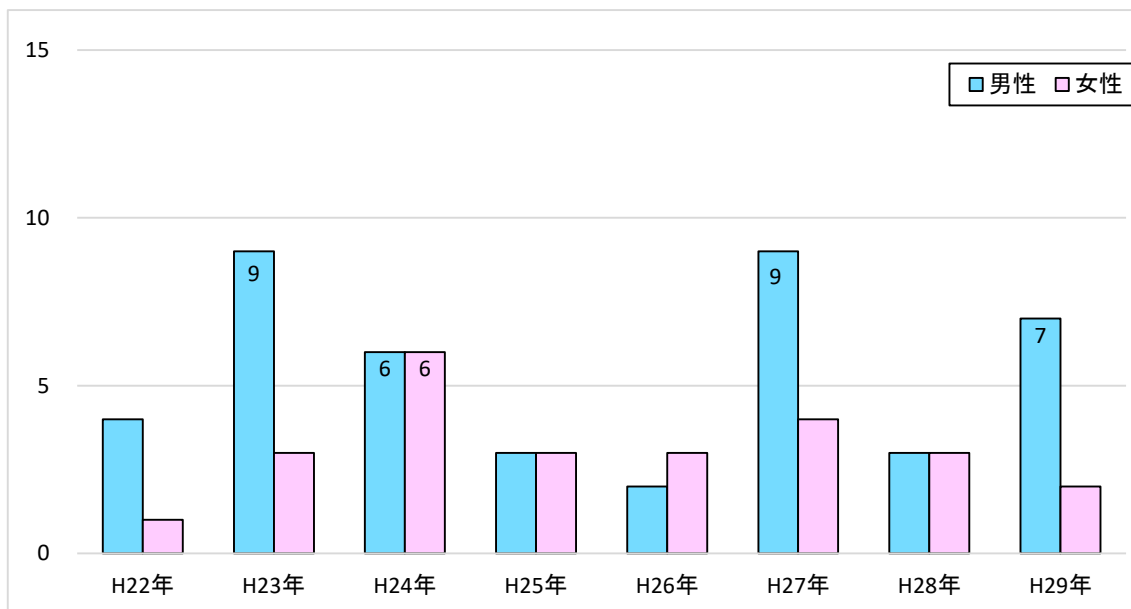
厚生労働省の「人口動態統計」は、自殺、他殺あるいは事故死のいずれか不明のときは自殺以外で処理しており、死亡診断書等について作成者から自殺であった旨の訂正報告がない場合は、自殺に計上しない。
警察庁の「自殺統計」は、捜査等により、死亡の理由が自殺であると判明した時点で自殺統計原票を作成し、計上。

(1) 自殺者数と男女別自殺者数の推移

本町の近年の自殺者数は年間8名前後で推移しており、平成22年～29年の総数で68人が自殺により亡くなっています。国・鹿児島県の自殺者数は低下傾向で推移しているのに対し、本町では増減を繰り返しています。

【男女別自殺者数の推移】

(単位：人)



資料：厚生労働省「地域の自殺の基礎資料」より作成

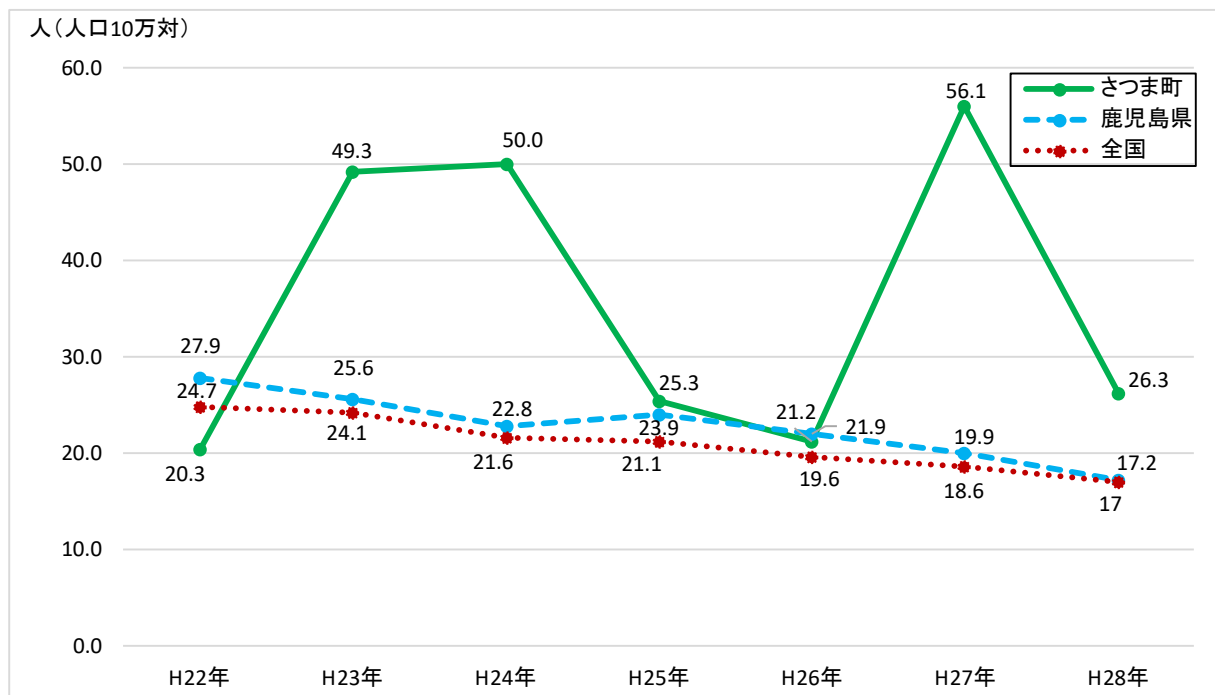
※5名未満の箇所は非公開とします。

(2) 自殺死亡率の推移

本町の人口10万人当たりの自殺死亡者数を示す自殺死亡率は、平成22年の20.3が最低値で、平成27年は56.1と2倍以上で最高値となっています。

本町と全国・鹿児島県との比較では、平成22年は全国・鹿児島県を下回り、平成26年は県を僅かながら下回っていますが、その他の年は全て全国・鹿児島県ともに上回っており、特に平成23年（49.3）、24年（50.0）、27年（56.1）は、大幅に上回っています。

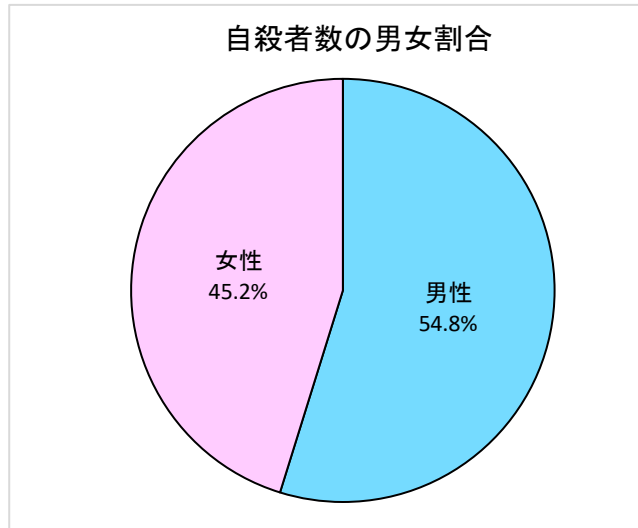
【自殺死亡率の推移】



資料：厚生労働省「地域の自殺の基礎資料」より作成

(3) 男女・年代別自殺者割合

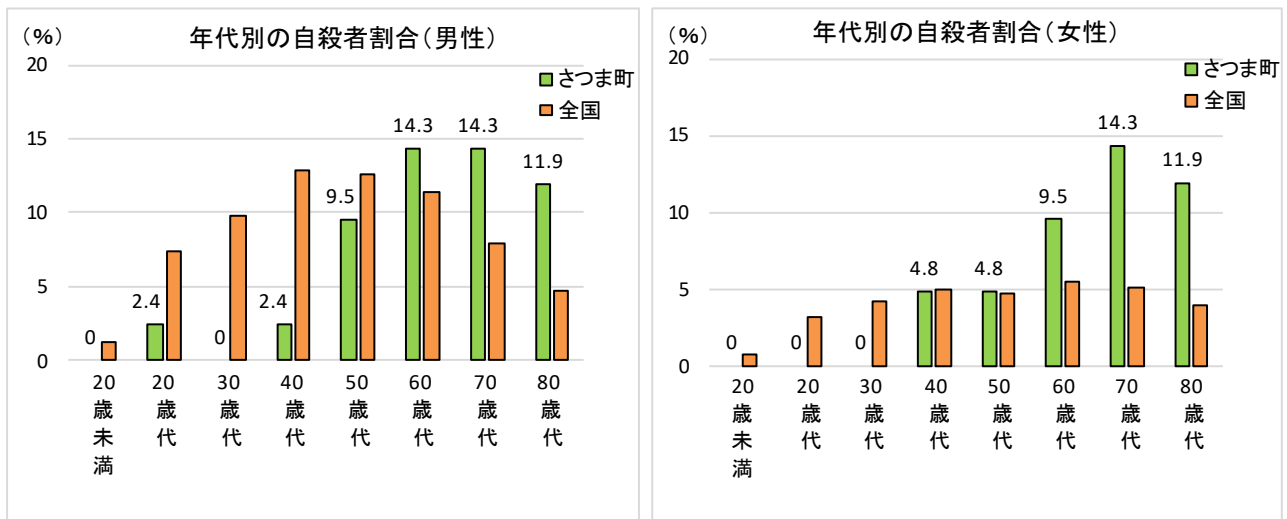
本町の自殺者数の5年間累計（平成24～28年）は42人であり、内訳では男性が23人（54.8%）、女性が19人（45.2%）で男性の割合が多くなっています。



資料：警察庁「自殺統計」

男女・年代別自殺者の割合を全国と比較すると、男女とも60歳代、70歳代、80歳代において、本町が全国より上回っています。特に、男性では80歳代以上、女性では70歳代以上において、全国より2倍以上高い割合となっています。

【男女・年代別自殺者割合（平成24年～28年の5年間の累計）】



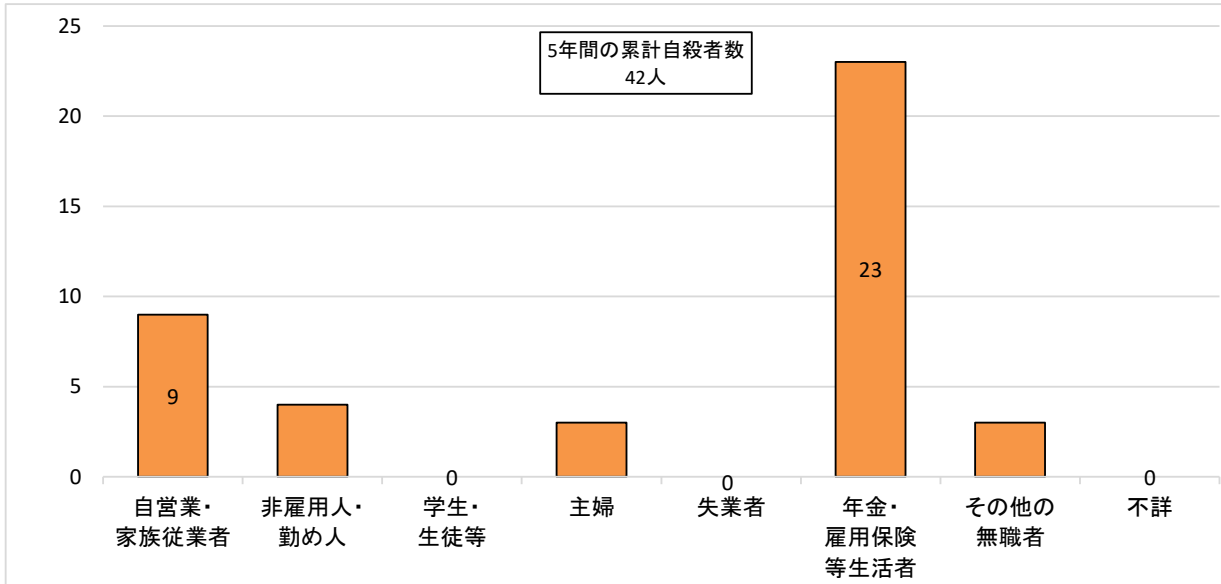
資料：内閣府・厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

(4) 職業別自殺者数

本町の自殺者の職業別の5年間累計では、年金・雇用保険等の生活者が最も多く23人となっており、次いで、自営業・家族従業者が9人、非雇用人・勤め人と続いています。

【職業別自殺者数（平成 24 年～28 年の5年間の累計）】

（単位：人）



資料：警察庁「自殺統計」

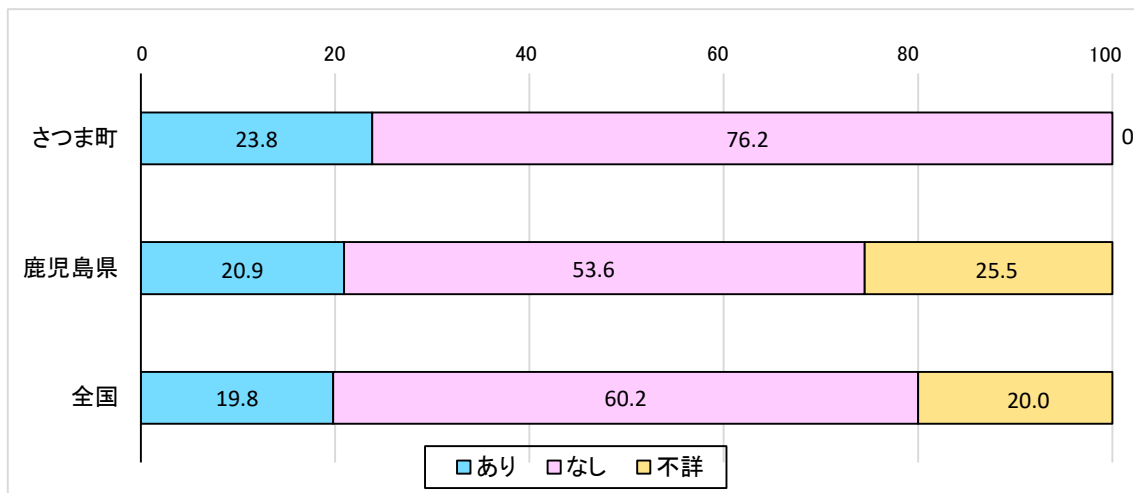
※5名未満の箇所は非公開とします。

(5) 自殺者の未遂歴別の状況

本町の自殺者の5年間の累計における自殺未遂歴を有する割合23.8%は、県20.9%及び全国の19.8%より上回っています。

【自殺未遂歴の状況（平成 24 年～28 年の5年間の累計）】

（単位：%）

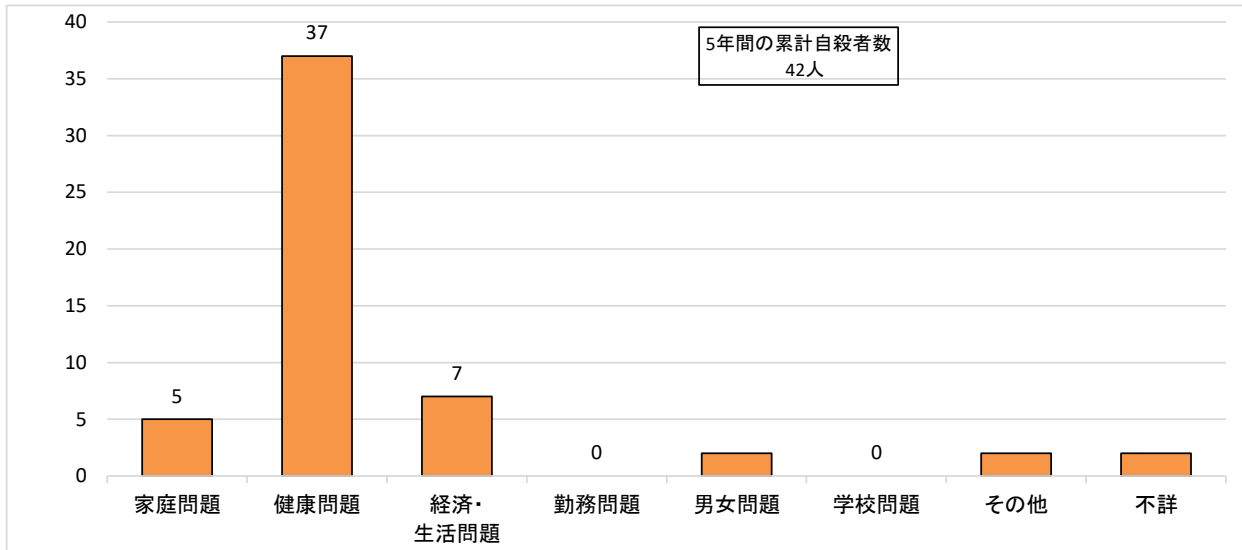


資料：警察庁「自殺統計」

(6) 自殺の原因・動機の状況

本町の自殺者の原因・動機別の5年間累計では、健康問題が圧倒的に多く37人（67.3%）と全体の7割近くとなっており、次いで、経済・生活問題が7人（12.7%）、家庭問題が5人（9.1%）と続いています。しかし、11ページのイラストのとおり、自殺の多くは多様で複合的な原因および背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きています。

【原因・動機別自殺者数（平成24年～28年の5年間の累計）】



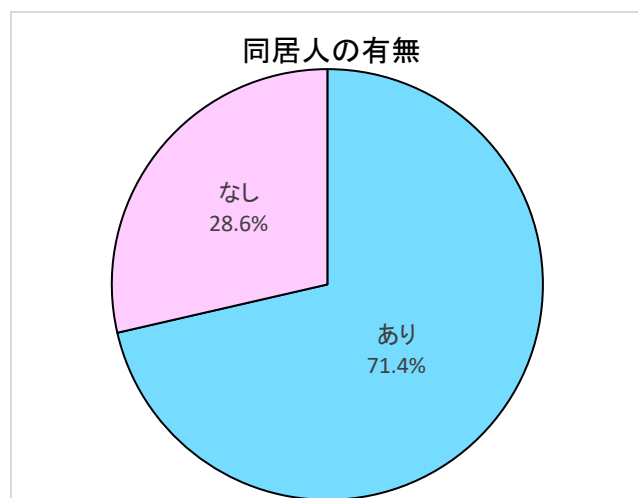
（単位：人／複数回答）

資料：警察庁「自殺統計」

※5名未満の箇所は非公開とします。

(7) 自殺者の同居人の有無別状況

同居人の有無別でみると、過去5年間（平成24～28年）に自殺で亡くなった方のうち、同居人がいる人の割合が71.4%となっています。



資料：警察庁「自殺統計」

(8) 支援が優先されるべき対象群

平成24～28年の5年間に於ける自殺の実態について、自殺総合対策推進センターの「地域自殺実態プロファイル」により、町において自殺で亡くなる人の割合が多い属性（性別×年代別×職業の有無別×同居人の有無別）の上位5区分が示されています。

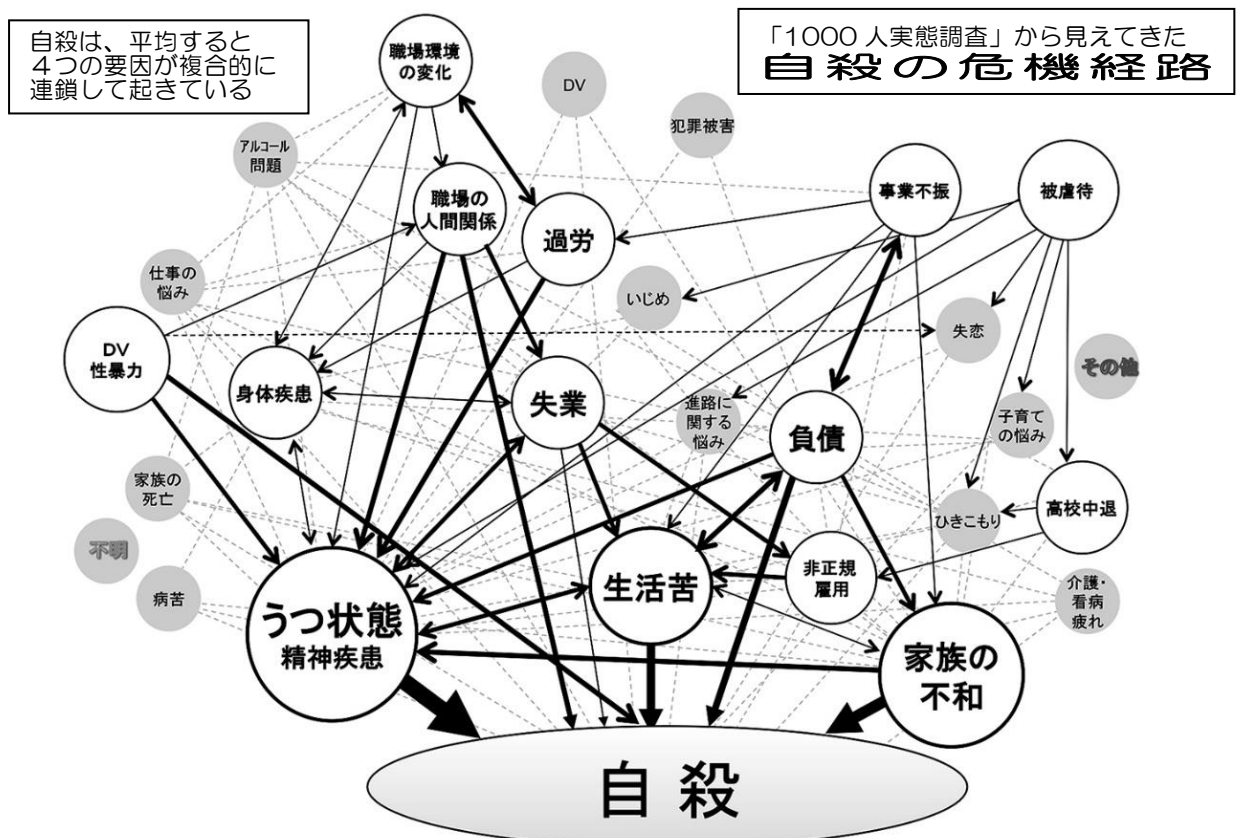
主な自殺の特徴

上位5区分※1	自殺者数 5年計	割合	自殺率 (10万対) ※2	背景にある主な自殺の危機経路 ※3
1位：女性60歳以上無職同居	9人	21.4%	59.3	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
2位：男性60歳以上無職同居	7人	16.7%	74.9	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
3位：男性60歳以上無職独居	6人	14.3%	277.5	失業(退職)+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
4位：女性60歳以上有職同居	3人	7.1%	73.8	介護疲れ+家族間の不和→身体疾患→うつ状態→自殺
5位：女性60歳以上無職独居	3人	7.1%	41.3	死別・離別+身体疾患→病苦→うつ状態→自殺

※1 順位は自殺者数の多さにもとづき、自殺者数が同数の場合は自殺率の高い順としています。

※2 自殺死亡率の母数（人口）は平成27年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計しています。

※3 NPO法人ライフリンクが行った500人以上の自殺で亡くなった方についての実態調査から、自殺は平均すると4つの要因が連鎖して引き起こされており、それらの要因の連鎖プロセス（「自殺の危機経路」という）は、性、年代、職業等の属性によって特徴が異なることが明らかになっています。上記表の「背景となった主な自殺の危機経路」の列には、それぞれのグループが抱え込みやすい要因とその連鎖のうちの主なものが記載されています。



2 こころの健康に関する意識調査結果

◆調査の目的

本計画策定のための基礎資料とするべく、町民の自殺に対する意識や不安、悩み等についての意見を収集するために調査を実施しました。

◆調査の内容

1. 生活状況について
2. 「からだ」や「こころ」の健康状態について
3. 相談について
4. うつ病や自殺に関する考えについて

◆調査の方法

- ・調査方法：郵送配布・郵送回収
- ・対象者：本町在住の20歳以上の男女1,000人（無作為抽出）

◆回収状況

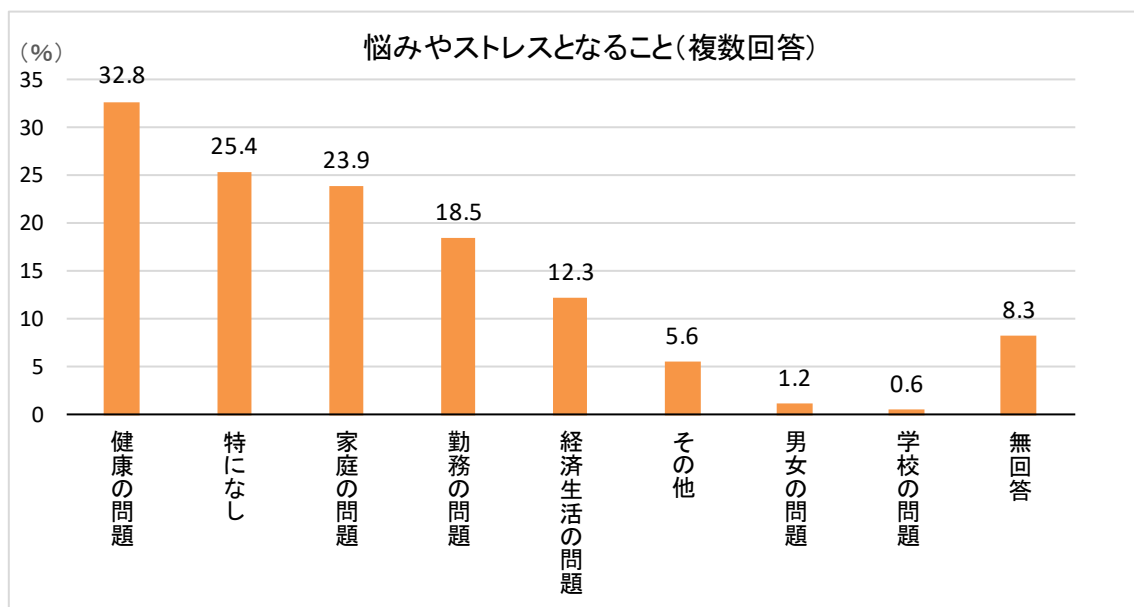
送付数※	回収数	有効回収数	有効回答率
958人	503人	503人	52.5%

※施設入所者などの不在者等を除いた数

(1) 悩みやストレスについて

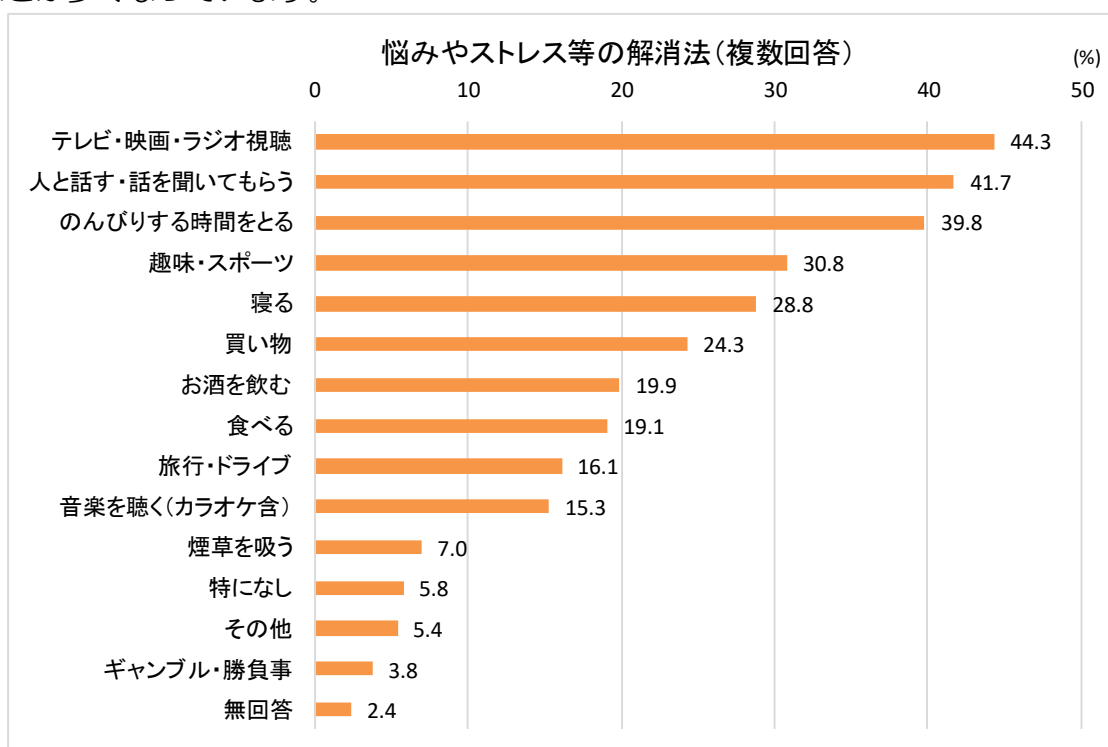
①悩みやストレスとなること

ストレスとなることとしては、「健康の問題」が32.8%で最も多く、次いで、「特になし(25.4%)」、「家庭の問題(23.9%)」、「勤務の問題(18.5%)」、「経済生活の問題(12.3%)」などが多くなっています。



②悩みやストレス等の解消法

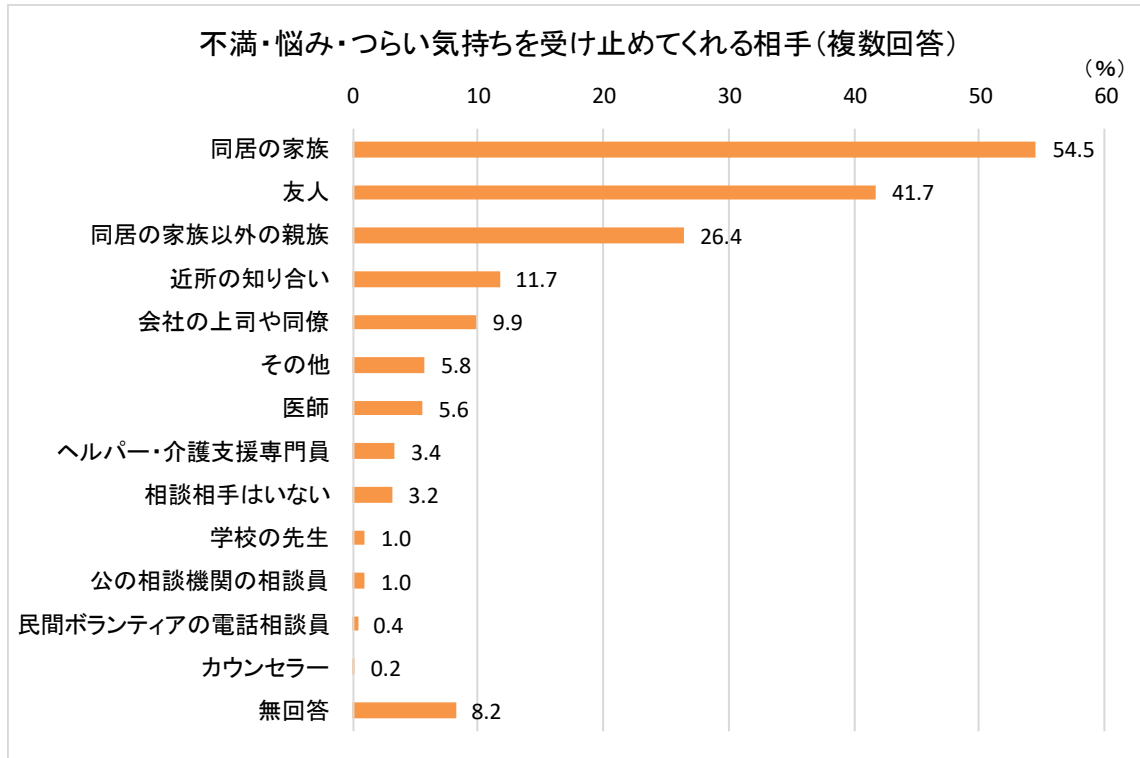
悩みやストレス等の解消法は、「テレビ・映画・ラジオ視聴(44.3%)」、「人と話す・話を聞いてもらう(41.7%)」、「のんびりする時間をとる(39.8%)」などが多くなっています。



(2) 相談について

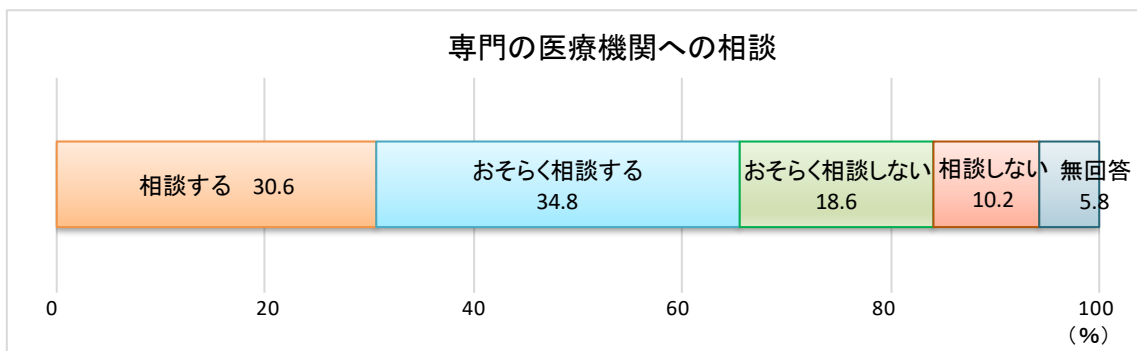
①不満・悩み・つらい気持ちを受け止めてくれる相手

不満・悩み・つらい気持ちを受け止めてくれる相手については、「同居の家族」が54.5%で最も多く、次いで、「友人」が41.7%、「同居の家族以外の親族」が26.4%、「近所の知り合い」が11.7%などとなっています。

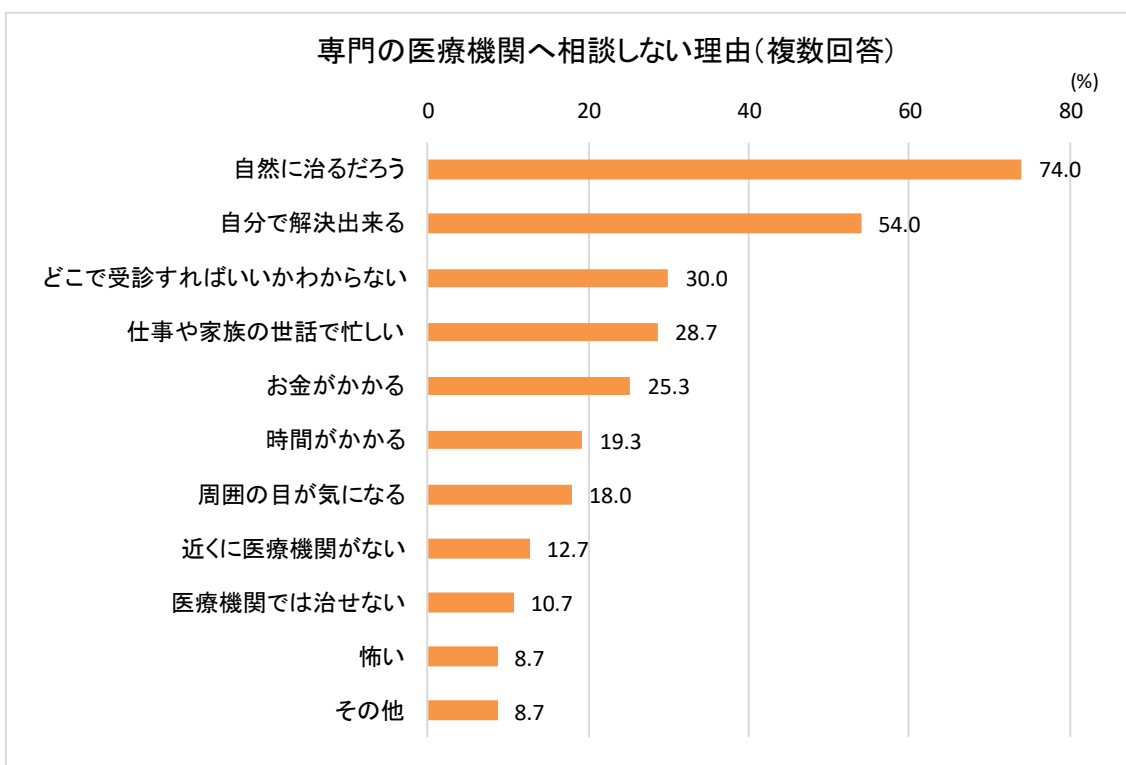


②専門の医療機関への相談

よく眠れない日が続いたり、大きな精神的ストレスを抱えているときに、かかりつけ医や精神科などの専門の医療機関を受診し相談するかについては、「おそらく相談する」が34.8%で最も多く、次いで、「相談する」が30.6%、「おそらく相談しない」が18.6%、「相談しない」が10.2%などとなっています。



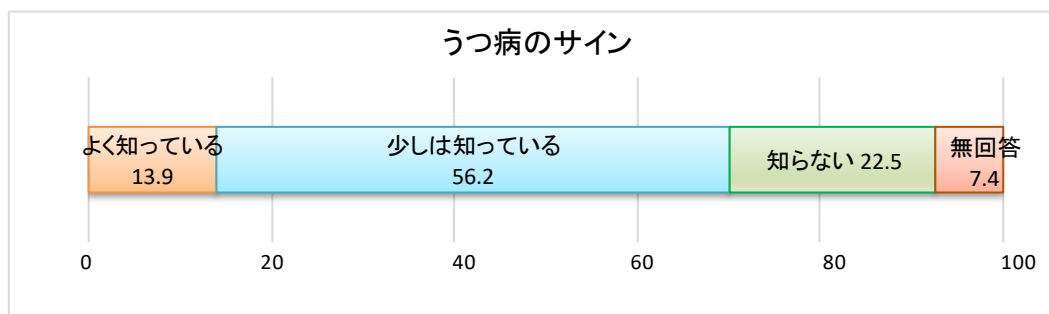
「おそらく相談しない」「相談しない」と回答した人に、その理由を聞いたところ、「自然に治るだろう」が74.0%で最も多く、次いで「自分で解決できる」が54.0%、「どこで受診すればいいかわからない」が30.0%、「仕事や家族の世話で忙しい」が28.7%などとなっています。



(3) うつ病や自殺に関する考えについて

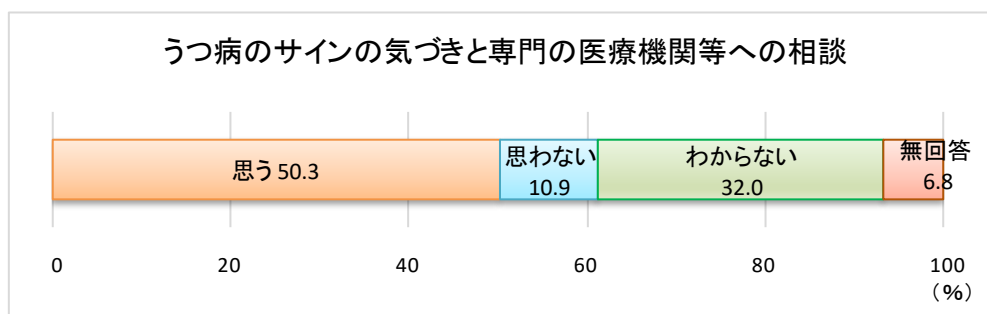
①うつ病のサイン

自分で感じる症状・周りから見てわかる症状・身体に出る症状といった「うつ病のサイン」については、「少しは知っている」が56.2%で最も多く、次いで「知らない」が22.5%、「よく知っている」が13.9%となっています。



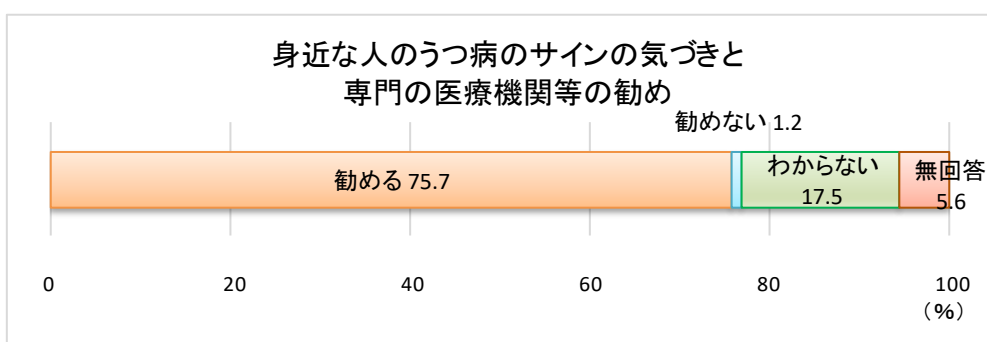
②自分自身のうつ病のサインに気づいたとき、専門の医療機関等に相談するか

回答者が自分自身の「うつ病のサイン」に気づいたとき、専門の医療機関等に相談するかについて聞いたところ、「（相談すると）思う」が50.3%で最も多く、次いで「わからない」が32.0%、「（相談すると）思わない」が10.9%となっています。



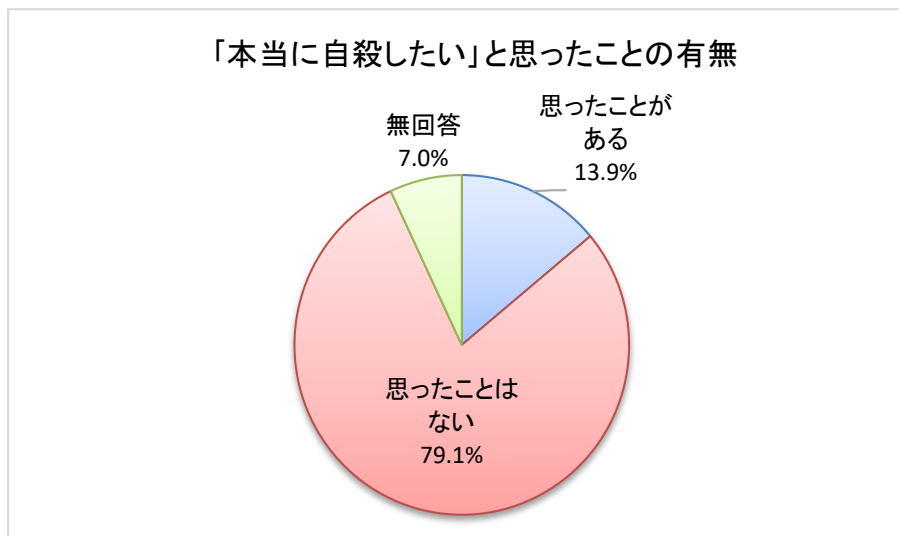
③身近な人のうつ病のサインに気づいたとき、専門の医療機関等を勧めるか

家族などの身近な人の「うつ病のサイン」に気づいたとき、専門の医療機関等を勧めるかについて聞いたところ、「勧める」が75.7%で最も多く、次いで「わからない」が17.5%、「勧めない」が1.2%となっています。



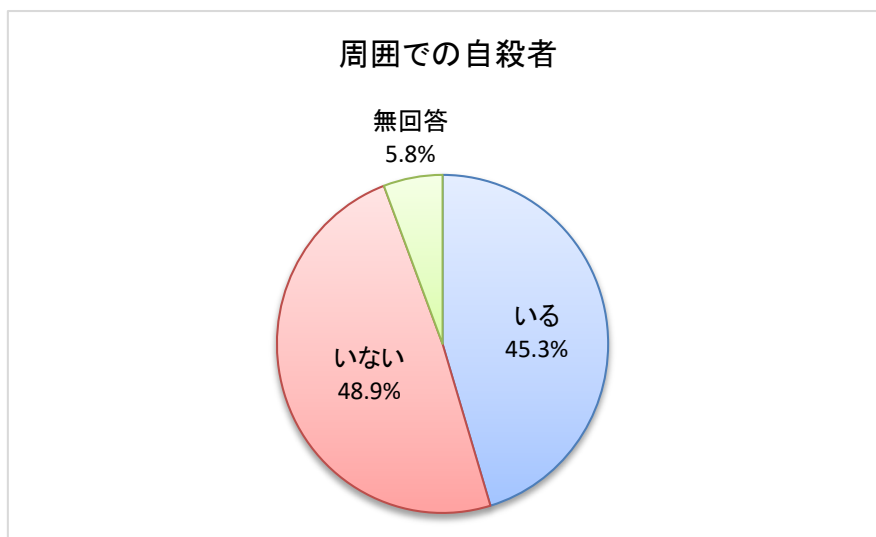
④本当に自殺したいと思ったことの有無

「あなたは、これまでの人生の中で、本当に自殺したいと思ったことがありますか」という質問に対して、「思ったことがある」と回答したのは13.9%とおよそ7人に1人となっています。無回答が7.0%あり、実際の割合はさらに高い可能性もあります。



⑤周囲での自殺者について

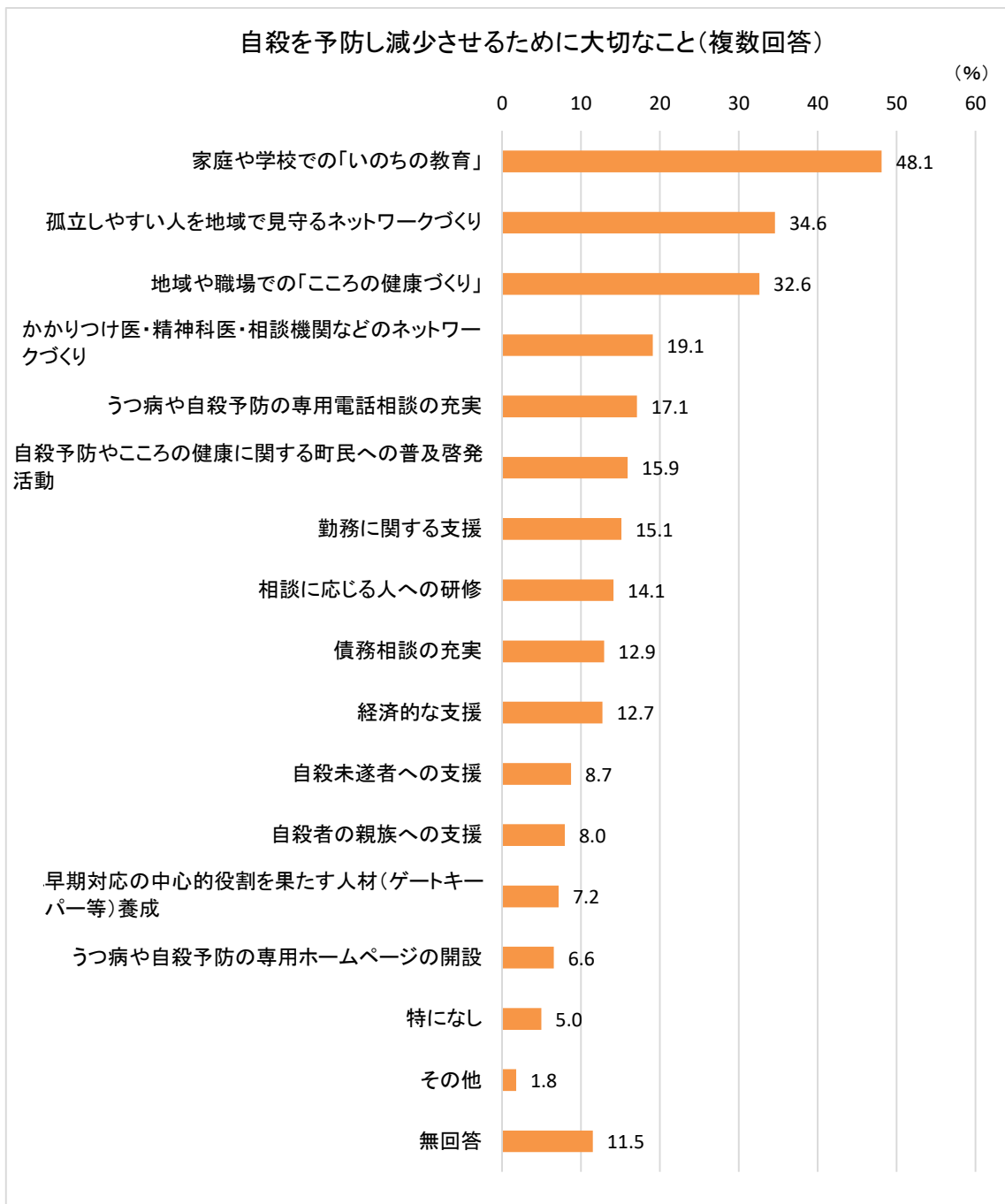
「あなたの周りで自殺をした方はいらっしゃいますか」という質問に対して、「いる」と回答した人は45.3%と、およそ2人に1人となっています。



(4) 町の自殺対策について

①自殺を予防し、減少させるために大切なこと

自殺を予防し、減少させるために大切だと思われることや充実させてもらいたいことを聞いたところ、「家族や学校での『いのちの教育』」が48.1%で最も多く、次いで「孤立しやすい人を地域で見守るネットワークづくり」が34.6%、「地域や職場での『こころの健康づくり』」が32.6%、「かかりつけ医・精神科医・相談機関などのネットワークづくり」が19.1%、「うつ病や自殺予防の専用電話相談の充実」が17.1%などとなっています。



第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない生き心地のいい町づくりをめざす

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。

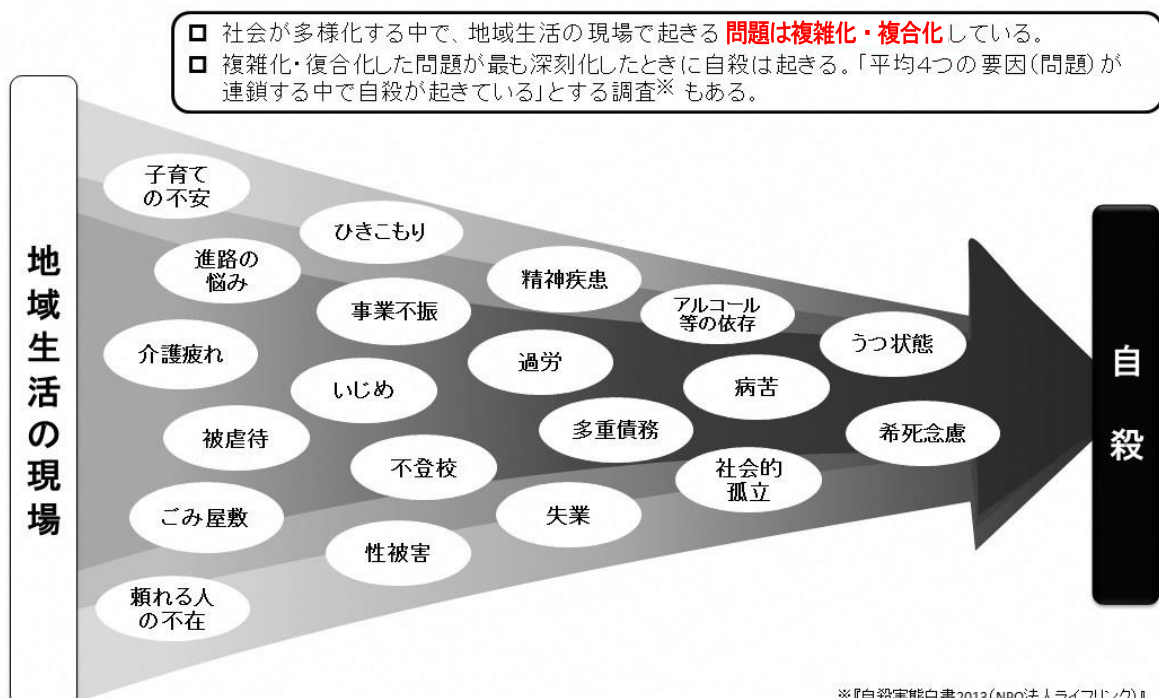
自殺に至る心理としては、様々な悩みが原因で追い詰められ自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ったり、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感から、また与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と見ることができます。

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」です。

そのため、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、「生きることの包括的な支援」として実施されなければなりません。自殺対策基本法は第1条において、「自殺対策を総合的に推進して自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする」とうたっています。

これらの考え方を踏まえ、本町においては上記の基本理念を掲げ、本計画の総合的な推進に取り組みます。

図 3-1 自殺の危機要因イメージ



2 自殺対策の基本認識

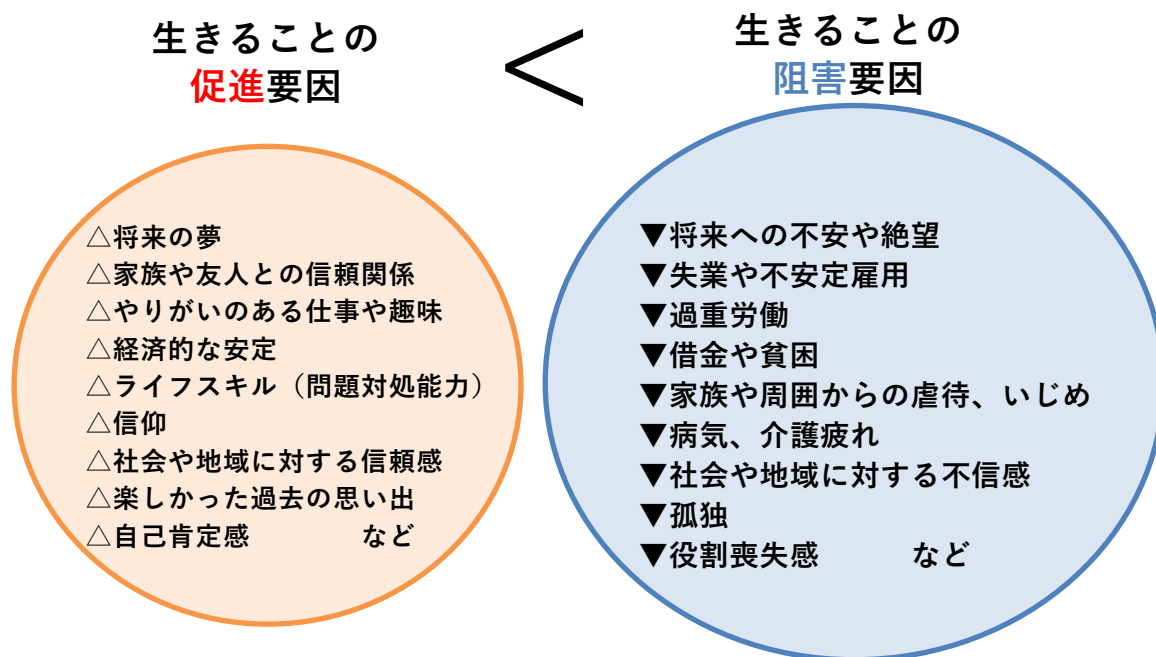
自殺総合対策大綱では、自殺の現状と自殺総合対策における基本認識として以下を挙げています。

- (1) 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- (2) 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はまだまだ続いている
- (3) 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

また、基本方針として以下の5点が掲げられています。

- (1) 「生きることの包括的な支援」としての自殺対策を推進する
- (2) 関係機関の施策との有機的な連携による総合的な取組を推進する
- (3) 対応レベルと段階に応じた、さまざまな施策を効果的に連動させる
- (4) 自殺対策における実践的な取組と啓発を両輪で推進する
- (5) 関係者の役割を明確化し、関係者同士が連携・協働して取り組む

自殺のリスクが高まるとき



NPO法人ライフリンク作成を再編

3 基本方針

[地域自殺対策政策パッケージ「基本パッケージ」]

以下の5つの施策は地域自殺対策の推進において、全ての自治体で取り組むことが望ましいとされている基本的な施策で、地域自殺対策政策パッケージ「基本パッケージ」として位置づけられています。

- (1) 地域におけるネットワークの強化
- (2) 自殺対策を支える人材の育成
- (3) 住民への啓発と周知
- (4) 生きることの促進要因への支援
- (5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

さつま町では、町の自殺の実態やこころの健康に関する意識調査の結果を踏まえ、かつ、国の自殺総合対策推進センターが作成した地域自殺対策政策パッケージにのっとり、さつま町独自の以下の4つの自殺対策の方針を定め、目標を達成するために具体的取組を展開していきます。

基本方針1 地域のつながりを育む

個を尊重し合いながら、安心して暮らせるようなまちづくり、居場所づくりを支援し、子どもが社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身につけられるよう教育・啓発を行います。

基本方針2 心身の健康づくりを推進する

すべての町民が、心身の健康の重要性を認識し、自らの不調に気づき対処することができるよう、「心と身体の健康づくり」に関して正しい知識を深めるための教育・啓発を推進します。また、労働環境の改善のための啓発を推進します。

基本方針3 相談支援体制の充実を図る

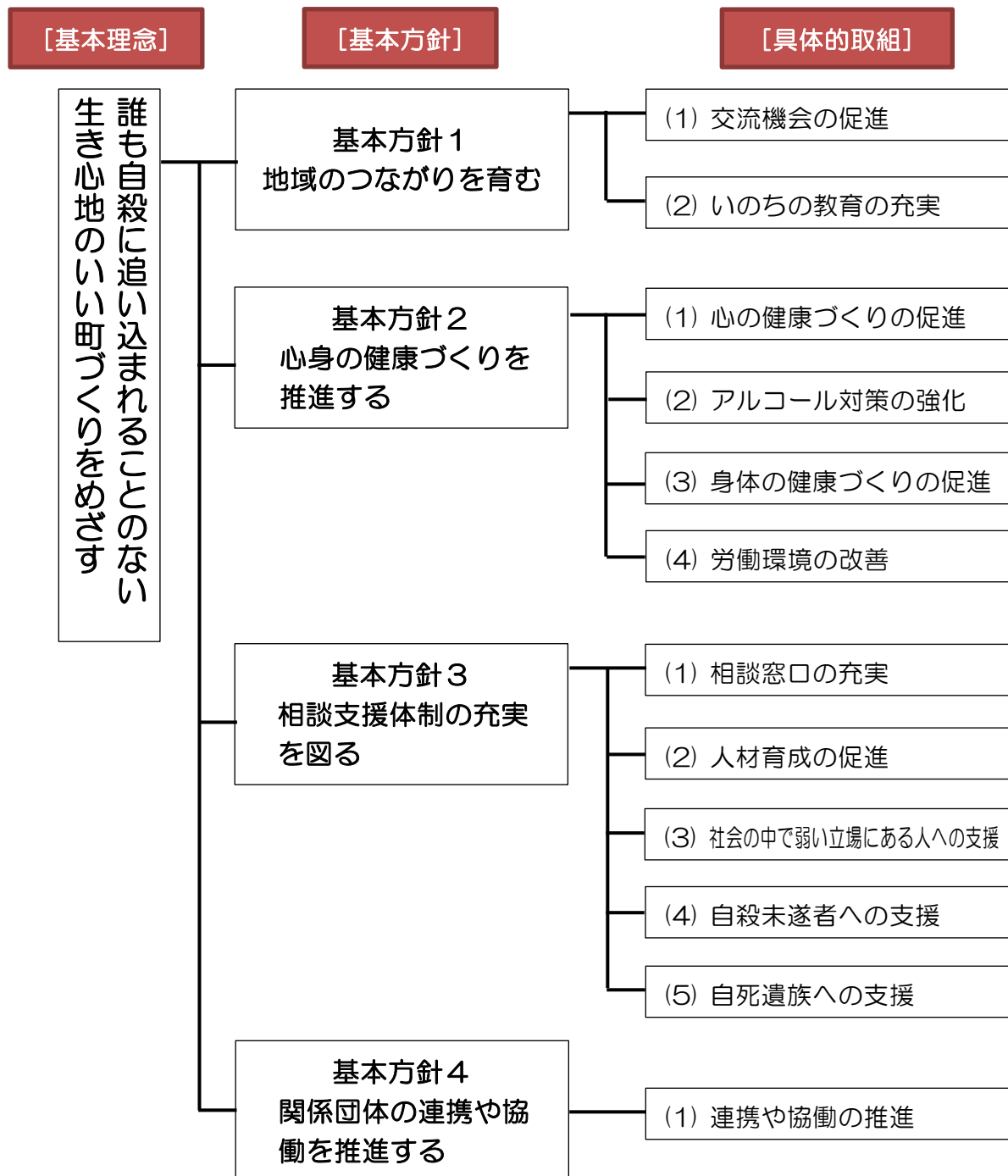
生活や健康の不安等の悩みについて気軽に相談できる相談窓口を充実させ、悩みを抱えた人が孤立しないよう、身近な人の悩みや異変に気づき、必要な見守りができる人材の育成に努めます。

基本方針4 関係団体の連携や協働を推進する

さつま町自殺対策協議会を中心とした関係団体と連携し、社会全体で取り組む自殺対策を推進します。

第4章 自殺対策の具体的取組

【計画の体系】



基本方針 1 地域のつながりを育む

(1) 交流機会の促進

■取組の方針

子どもから高齢者まで誰もが生き心地のいい町にするため、地域との「つながり」を大切にする取組を行っていきます。

また、地域における交流の場を増やすとともに、見守り・声掛け、生活支援などにより、顔の見える関係が広がる地域づくりを行います。

■具体的取組

取組	内 容	主な実施団体・支援団体
地域の交流行事等への参加	<ul style="list-style-type: none"> 地域行事や会合、スポーツ活動に参加します。 季節ごとの行事を開催し、参加者同士の交流を図ります。 	町民 全団体
地域サロンやこころばん体操の実施	<ul style="list-style-type: none"> 地域で集まり、学習やレクリエーション、体操、お茶のみを実施します。 公民館まで行けない人を集めておうちサロンを開催することを検討します。 	さつま町社会福祉協議会 さつま町高齢者支援課 さつま町保健福祉課
高齢者クラブの実施	<ul style="list-style-type: none"> 地域の高齢者が集い、グラウンドゴルフや調理実習など様々なクラブ活動を実施します。 	さつま町高齢者クラブ連合会 さつま町高齢者支援課
認知症カフェ（オレンジカフェ）の開催	<ul style="list-style-type: none"> 物忘れが気になる方やご家族、地域の高齢者が集い、レクリエーションやお茶を楽しむ場を開きます。 	さつま町地域包括支援センター さつま町在宅介護支援センター 医療法人博仁会宮之城病院 さつま町民生委員児童委員協議会
高齢者と子どもの交流	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の生涯学習講座と子ども会の連携を図り、高齢者と子どもが触れ合う機会を作ることを検討します。 	さつま町子育て支援センター さつま町子ども育成連絡協議会 さつま町PTA連絡協議会 さつま町社会福祉協議会 さつま町民生委員児童委員協議会
高齢者と青少年の交流	<ul style="list-style-type: none"> 青年団活動として敬老行事等への参加を検討します。 	さつま町青年団
地域での見守り・声かけ	<ul style="list-style-type: none"> 朝夕の登下校や散歩など、日常のあらゆる場面において、子どもや高齢者の見守りと声かけを行います。 	さつま町民生委員児童委員協議会 さつま町商工会 さつま警察署 さつま町社会福祉協議会 町民（地域の活動団体等）
ゴミだしサポート	<ul style="list-style-type: none"> 地域の有志による有料でのボランティアを行います。 	さつま町高齢者支援課 さつま町社会福祉協議会 町民（地域の活動団体等）

取組	内容	主な実施団体・支援団体
町内全域で支えあいマップ作り	・地域住民同士で居住地区の危険箇所や見守りが必要な世帯の把握、独居高齢者宅の把握などを地図に落とし込み、情報の共有を図ります。	さつま町社会福祉協議会 さつま町民生委員児童委員協議会 さつま町高齢者支援課
手話奉仕員養成講座の実施	・聴覚障がい者との交流を促進します。	さつま町保健福祉課
精神障がい者、難病患者、小児慢性特定疾患患者同士の交流会	・精神障がい者、難病患者、小児慢性特定疾患患者同士の交流会を開催します。	川薩保健所
	・利用者が各種交流会に参加することを促進します。	特定非営利活動法人若竹会
子育て世代の交流	・子育て支援センターによる子育てサークルを開催します。	さつま町子ども支援課
退職者の社会参加の推進	・シニアボランティア養成講座への呼びかけを行います。 ・生活困窮者への無料職業相談を実施します。	さつま町社会福祉協議会

※主な実施団体等は、さつま町自殺対策協議会に属する団体(またはその団体に属する団体)のみ掲載しています。

■新たな取組

- ・認知症カフェ（オレンジカフェ）まで行けない高齢者のため、現在6か所で開催している場を拡大し、今後は移動式の認知症カフェ（オレンジカフェ）を開催すること等を検討します。（さつま町地域包括支援センター）

■目標

- ・ころばん体操については、実施団体数50団体をめざします。（H30.9月現在42団体）（さつま町高齢者支援課・さつま町保健福祉課）
- ・保健センターの開放による子育て世代間の交流を週1回、子育て支援センターによる子育てサークルを年間50回以上開催することをめざします。（さつま町子ども支援課）

(2) いのちの教育の充実

■取組の方針

児童生徒がいのちの大切さを実感し、生活上の困難、ストレスに直面した時の対処方法を身につけるための教育を推進します。

また、児童生徒にいのちの大切さを実感できる教育の実施に向けた家庭や学校の環境づくりを進めます。

■具体的取組

取組	内容	主な実施団体・支援団体
児童生徒に対してストレスへの対処法を学ぶ機会の提供	<ul style="list-style-type: none">・ストレスの対処法が載っている啓発グッズを配布します。・「いのちを育む事業」の中で、ストレス対処についても講話を実施します。	さつま町教育委員会 さつま町子ども支援課 さつま町保健福祉課
保護者への教育	<ul style="list-style-type: none">・女性部活動の中で、あんぱんまん子供クラブ・ちゃぐりんキッズ等関連機関と子育て支援として実施します。	北さつま農業協同組合
	<ul style="list-style-type: none">・PTA等の救急講習で命の大切さを伝えます。	さつま町教育委員会 さつま町消防本部
いじめ防止活動	<ul style="list-style-type: none">・小中学校生徒会等による自主活動やいじめ問題を考える週間を実施します。	さつま町教育委員会
インターネット・携帯電話等に関する啓発	<ul style="list-style-type: none">・学校でインターネット利用の危険性に関する普及活動を行います。	さつま町教育委員会

※主な実施団体等は、さつま町自殺対策協議会に属する団体(またはその団体に属する団体)のみ掲載しています。

■新たな取組

- ・小学生への「いのちの教育」に関する事業に、町保健師や専門家の派遣を検討します。(さつま町保健福祉課・さつま町子ども支援課)
- ・学校教育に携わる人への研修を開催することを検討します。(さつま町教育委員会)
- ・子ども子育て応援大使との連携による周知活動やアンケート調査の実施により、インターネット・携帯電話等に関する啓発を検討します。(さつま町子ども支援課)

■目標

- ・道徳の授業や、外部講師(助産師)を招いて、年に1回町内の小中学校で「いのちを育む事業」を行うことをめざします。(さつま町教育委員会・さつま町子ども支援課)
- ・2023年までに町内の中学2年生全員に対して、救急講習の中で命の大切さを説明することをめざします。(さつま町消防本部)

基本方針2 心身の健康づくりを推進する

(1) 心の健康づくりの促進

■取組の方針

日常生活や仕事上でのストレス等をチェックする機会を設け、心の健康を保つための知識の普及・啓発や、町民の心の健康づくりへの意識を高めます。

■具体的取組

取組	内容	主な実施団体・支援団体
広報やイベント等での啓発	・自殺予防週間・強化月間において実施し、毎月標語を掲載します。	さつま町保健福祉課
	・自殺予防週間に自殺対策キャンペーンを実施します。	川薩保健所 さつま町保健福祉課 こころの健康づくりサポーター
	・毎月第3水曜日に啓発ポロシャツを着用します。	全団体
ストレスチェックの実施	・所属する職員全員にストレスチェックを実施します。	全団体 (従業員数50人以上の事業所)
メンタルヘルスに関する町民医療講座や基礎研修を開催	・出前講座等を利用して、サロンで講座を開催します。	さつま町保健福祉課 さつま町社会福祉協議会 さつま町民生委員児童委員協議会
	・コンプライアンス学習会において一部実施しています。	北さつま農業協同組合
子育て時のメンタルヘルス支援	・新生児から乳児期までの育児中の母親に対して、産後うつスクリーニングや母子愛着スクリーニングを実施します。	さつま町子ども支援課
精神保健福祉に関する大会への参加	・精神保健福祉に関する大会に参加し、当事者や支援者の発表等から心の健康について学習します。	特定非営利活動法人若竹会 さつま町保健福祉課 こころの健康づくりサポーター
地域活動支援センターや就労継続支援事業所の紹介	・精神障がい有する方へ地域の活動拠点を紹介します。	医療法人博仁会宮之城病院 さつま町保健福祉課

※主な実施団体等は、さつま町自殺対策協議会に属する団体(またはその団体に属する団体)のみ掲載しています。

■新たな取組

- ・メンタルヘルスに関する町民医療講座を早期に開催できるように検討します。
(薩摩郡医師会)
- ・新成人に対して青年団が主催する交流会への参加を促すことで、コミュニティを広め、つながりをつくる機会を提供することを検討します。(さつま町青年団)

■目標

- ・2022年にこころの健康や自殺対策に関する町民の考え方を調査し（「こころの健康に関する意識調査」、計画の見直し等に反映することをめざします。
（さつま町保健福祉課）

(2) アルコール対策の強化

■取組の方針

アルコールに関する基礎知識や、適切なアルコールとの付き合い方の普及・啓発を行い、アルコールによる心身への弊害について町民の認識を高めます。

■具体的取組

取組	内容	主な実施団体・支援団体
アルコールに関する基礎知識の普及啓発	・広報紙への掲載や、窓口にチラシの掲示、冊子等の設置を行います。	川薩保健所 さつま町保健福祉課
	・相談時、情報の提供を行います。	薩摩郡医師会
AA(アルコールに関する自助グループ)の普及啓発	・広報紙への掲載や、窓口にチラシの掲示、冊子等の設置を行います。	川薩保健所 さつま町保健福祉課
	・相談時、情報の提供を行います。	薩摩郡医師会

※主な実施団体等は、さつま町自殺対策協議会に属する団体(またはその団体に属する団体)のみ掲載しています。

■新たな取組

- ・アルコール家族教室を実施し、家族支援を視野に企画を検討します。（川薩保健所）
- ・青年団が主催する交流会等で、新成人に向けてアルコールの弊害と適切な飲酒について啓発することを検討します。（さつま町青年団）
- ・医療現場において、医師がアルコールの弊害について説明を行うことを検討します。（薩摩郡医師会）

■目標

- ・アルコールに関する基礎知識やAA（アルコールに関する自助グループ）の普及啓発、年に1回広報紙への掲載をめざします。（さつま町保健福祉課）

(3) 身体健康づくりの促進

■取組の方針

各種健診の受診率向上を目指した取組を強化するとともに、日常的な運動等の普及啓発を行うことで、身体健康を促進します。

■具体的取組

取組	内容	主な実施団体・支援団体
職場内で運動の機会を設ける	・時間を設けて体操やウォーキングを実施します。	特定非営利活動法人若竹会
	・スポーツ同好会によるスポーツ活動を行います。	医療法人博仁会宮之城病院、他
職場健診の受診を勧める	・雇用者は従業員の健康診断を実施します。	全団体（事業所等）
特定健診、長寿健診、各種がん検診を勧める	・国民健康保険・後期高齢者医療保険の被保険者へ年に1回の特定健診・長寿健診を勧めます。 ・町民に各種がん検診を勧めます。	さつま町保健福祉課

※主な実施団体等は、さつま町自殺対策協議会に属する団体(またはその団体に属する団体)のみ掲載しています。

■新たな取組

- ・職場健診において再検査の受診勧奨を行い、未受診者への個別指導を検討します。
(北さつま農業協同組合)

■目標

- ・特定健診受診率70%以上をめざします。(さつま町保健福祉課)
- ・救急医療町民講座や在宅医療住民フォーラムを年1回開催することをめざします。
(薩摩郡医師会・さつま町保健福祉課・さつま町消防本部)

(4) 労働環境の改善

■取組の方針

事業所は、青年期・壮年期の職場等におけるこころの健康づくりの推進や働きやすい環境づくりに努め、こころの不調が見られる人に産業医や医療機関を紹介し、従事者が心身の健康を保ちながら末永く働けるような取組を推進します。

■具体的取組

取組	内容	主な実施団体・支援団体
ワーク・ライフ・バランスの推進	・定時退庁日の設置、休暇取得の推進を実施します。	全団体（事業所等）
職場におけるコミュニケーションの尊重	・部署間の連携ミーティングを積極的に行います。	医療法人博仁会宮之城病院 北さつま農業協同組合
就労体験ができる職場についての相談	・早期就職が困難な場合、就労体験や職場見学についての相談に応じます。	川内公共職業安定所宮之城出張所
児童生徒の職場見学・職場体験学習の推進	・職場体験学習の受け入れを行い、将来の就業を描く機会を提供します。	北さつま農業協同組合、他

※主な実施団体等は、さつま町自殺対策協議会に属する団体(またはその団体に属する団体)のみ掲載しています。

■新たな取組

- ・ワーク・ライフ・バランスの推進について総会時にアンケートを行うことをめざします。（さつま町商工会）

基本方針3 相談支援体制の充実を図る

(1) 相談窓口の充実

■取組の方針

相談窓口を明確にし、町民が相談しやすい環境をつくり、相談窓口の充実を図ります。また、法律や子育て等の各種専門家による相談や、職場、なじみの店舗等で気軽に相談できるような体制づくりを行います。

■具体的取組

取組	内容	主な実施団体・支援団体
相談窓口の明確化	<ul style="list-style-type: none"> リーフレットやガイドブックの配布、窓口への設置、ポスターの掲載を行います。 広報紙等で紙面紹介します。 ホームページで紹介します。 	全団体
	<ul style="list-style-type: none"> 子育て専用ダイヤルを設置しています。 	さつま町子ども支援課
匿名での相談、秘密の保持についてPR	<ul style="list-style-type: none"> 配布資料への秘密保持の記入や説明を行います。 	薩摩郡医師会 医療法人博仁会宮之城病院 さつま町民生委員児童委員協議会 さつま警察署 さつま町社会福祉協議会 さつま町地域包括支援センター 川薩保健所 さつま町教育委員会 さつま町子ども支援課 さつま町保健福祉課
職場内における相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 上司への相談を基本に、職場の配置換えや異動、人員補充や業務の見直しを行うなどの相談体制を整備します。 	北さつま農業協同組合 さつま町商工会
理髪店、温泉場等の活用	<ul style="list-style-type: none"> 相談されたり小耳にはさんだ場合は、専門の機関に話をするよう周知することを検討します。 	さつま町商工会 さつま町青年団
いじめの早期発見・早期対応	<ul style="list-style-type: none"> 県警で少年サポートセンター、ヤングテレホン等と各署でも相談窓口を設けます。 	さつま警察署
	<ul style="list-style-type: none"> 保護者や学校との連携を深め、早期対応に努めます。 	さつま町教育委員会 さつま町子ども支援課
	<ul style="list-style-type: none"> 外来診療の中で対応できるように検討します。 	薩摩郡医師会
相談窓口の利用	<ul style="list-style-type: none"> 全ての人は、状況に応じて早めに各種相談窓口を利用します。 	町民 全団体

※主な実施団体等は、さつま町自殺対策協議会に属する団体(またはその団体に属する団体)のみ掲載しています。

取組	内容	主な実施団体・支援団体
トラブル・事件・事故に関する相談	・電話相談、面接相談に対応します。	さつま警察署
精神保健に関する相談	・電話相談、面接相談に対応します。	医療法人博仁会宮之城病院 川薩保健所 さつま町保健福祉課
	・利用者の相談に対応します。	特定非営利活動法人若竹会
認知症・権利擁護等に関する相談	・電話相談、面接相談に対応します。	医療法人博仁会宮之城病院 さつま町地域包括支援センター
生活困窮・借金等に関する相談	・電話相談、面接相談に対応します。	さつま町社会福祉協議会 さつま町保健福祉課
子育てに関する相談	・電話相談（子育て相談専用ダイヤルの設置あり）、面接相談に対応します。	さつま町教育委員会 さつま町子ども支援課
障がい福祉に関する相談	・電話相談、面接相談に対応します。	さつま町保健福祉課 さつま町子ども支援課 さつま町社会福祉協議会
就職・仕事に関する相談	・電話相談、面接相談に対応します。	川内公共職業安定所宮之城出張所
農業経営・生活に関する相談	・電話相談、面接相談に対応します。	北さつま農業協同組合

※主な実施団体等は、さつま町自殺対策協議会に属する団体(またはその団体に属する団体)のみ掲載しています。

■新たな取組

- ・相談窓口を現在よりさらに周知し、相談項目を具体的に掲示することを検討します。
(全団体)
- ・こころの健康づくりサポーターの取組をお知らせすることを検討します。
(さつま町保健福祉課)
- ・SNSで相談窓口の情報提供を行うことを検討します。(さつま町保健福祉課)

■目標

- ・SNSで年2回相談窓口の情報提供を行うことをめざします。
(さつま町保健福祉課)

(2) 人材育成の促進

■取組の方針

自殺の危険性の高い人の早期発見、早期対応を図るため、自殺や自殺関連事象に関する正しい知識を普及したり、自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聴き、必要に応じて専門家につなぎ、見守る「ゲートキーパー」の役割を担う人材を育成します。

ゲートキーパー養成の取組を促進するとともに、町民一人ひとりが、周りの人の異変に気付いた場合に、身近なゲートキーパーとして適切に行動することができるよう必要な基礎的知識の普及・啓発を図ります。

また、講座や研修会を通じて、人材の育成後もスキルアップ研修等を行ない、地域全体でお互いを支えあう意識を促進します。

■具体的取組

取組	内容	主な実施団体・支援団体
団体ごとにゲートキーパーを養成する	・若年層の支援者を対象にゲートキーパー養成講座の開催や相談対応の研修会を実施します。	川薩保健所
専門的な人材の確保・育成体制を構築する	・職員（専門職等）が研修を受講することを促進します。	さつま町保健福祉課

※主な実施団体等は、さつま町自殺対策協議会に属する団体(またはその団体に属する団体)のみ掲載しています。

■新たな取組

- ・既に養成されたゲートキーパーが再度講習に参加し、学びを深めることを検討します。（こころの健康づくりサポーター）
- ・事業所や職能団体向けにゲートキーパー養成を実施することを検討します。（北さつま農業協同組合・さつま町商工会・さつま町民生委員児童委員協議会）
- ・フォローアップ学習会に参加することを検討します。（こころの健康づくりサポーター）
- ・日常診療での支援を強化することを検討します。（薩摩郡医師会）

■目標

- ・地域でゲートキーパー養成講座を開催し、2023年までに地域にゲートキーパー1,000人を養成することをめざします。（さつま町保健福祉課）
- ・こころの健康づくりサポーターの活動を年に2回（学習会とイベント）実施し、フォローアップを行うことをめざします。（さつま町保健福祉課）

ゲートキーパーとは

ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る人のことです。

悩みを抱えた人は、「人に悩みを言えない」、「どこに相談に行ったらよいかわからない」、「どのように解決したらよいかわからない」等の状況に陥ることがあります。周囲が悩みを抱えた人を支援するために、周囲の人々が、ゲートキーパーとして活動することが必要です。

自殺対策におけるゲートキーパーの役割は、心理社会的問題や生活上の問題、健康上の問題を抱えている人や、自殺の危険を抱えた人々に気づき適切にかかわることです。

※ゲートキーパーの役割※

気づき：家族や仲間の変化に気づいて、声をかける

傾聴：本人の気持ちを尊重し、耳を傾ける

つなぎ：早めに専門家に相談するように促す

見守り：温かく寄り添いながら、じっくりと見守る

地域のかかりつけの医師、保健師等をはじめとする精神保健福祉従事者、行政等の相談窓口職員、関係機関職員、公民館長・公民会長、民生委員・児童委員や地域支え合い推進員、母子保健推進員、健康づくり推進員、ボランティアなど、さまざまな人たちがゲートキーパーの役割を担うことが期待されています。



(3) 社会の中で弱い立場にある人への支援

■取組の方針

子どもや高齢者、障がい者や生活困窮者など、社会からの支援を必要とする方々へ適切に介入して、困りごとや悩みの複雑化、深刻化を防ぐことができるよう、様々な相談・支援の充実を図ります。

■具体的取組

取組	内 容	主な実施団体・支援団体
福祉給食の実施	<ul style="list-style-type: none"> 調理や食材の入手が困難な高齢者の支援を実施します。 	さつま町社会福祉協議会 さつま町在宅介護支援センター さつま町高齢者支援課
高齢者住宅安心確保事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者世話付住宅（町営）に入居している者に対し、生活支援員を派遣して、生活指導、相談、安否確認等のサービスを提供します。 	さつま町高齢者支援課
移動販売による買い物支援	<ul style="list-style-type: none"> Aコープ職員と農協職員による巡回販売を実施します。 	北さつま農業協同組合
地域生活支援事業（福祉ホーム）の実施	<ul style="list-style-type: none"> 家庭環境や住宅事情などの理由により、居宅での生活することが困難な障がい者の方々を支援します。 	医療法人博仁会宮之城病院
高齢者を介護する家族への支援	<ul style="list-style-type: none"> 在宅で要介護4,5の高齢者を介護する町民税非課税世帯の家族に介護用品（購入券）を支給します。 	さつま町高齢者支援課
	<ul style="list-style-type: none"> 介護疲れの家族にレスパイト入院を勧めます。 	薩摩郡医師会
	<ul style="list-style-type: none"> 「介護者の語らう会」を開催します。 	さつま町地域包括支援センター
認知症についての講話	<ul style="list-style-type: none"> 認知症に対する勉強会を、定期的に各公民館に出向いて開催します。 	医療法人博仁会宮之城病院
	<ul style="list-style-type: none"> 認知症サポーター養成講座、認知症フォーラムを開催します。 	さつま町地域包括支援センター
認知症と診断された方へのサポート	<ul style="list-style-type: none"> 認知症地域支援推進員や認知症初期集中支援チーム員を配置します。 	さつま町地域包括支援センター
	<ul style="list-style-type: none"> 女性部が認知症サポートとして、年金友の会や部会の会合等で認知症の方々に対する対応の研修会を実施します。 	北さつま農業協同組合
運転免許返納後の支援	<ul style="list-style-type: none"> 警察署と情報を共有し、訪問等により生活状況の把握や相談に応じる等、各種支援を行います。 	さつま町地域包括支援センター さつま警察署
災害時の要援護者への支援	<ul style="list-style-type: none"> 災害時に支援が必要な要援護者の把握と実際の支援を行います。 	さつま町民生委員児童委員協議会 さつま町区公民館長連絡協議会 さつま町保健福祉課
生活困窮者への訪問、相談	<ul style="list-style-type: none"> 「さつま暮らし・しごとサポートセンター」において、関係機関と連携しながら対応します。 	さつま町社会福祉協議会 さつま町保健福祉課

取組	内容	主な実施団体・支援団体
病気や障害を抱える人への支援	・難病や小児慢性特定疾患、精神障がい者等への相談支援や家庭訪問、見守り活動等を行います。	川薩保健所 さつま町保健福祉課 さつま町民生委員児童委員協議会
	・病気や障がいを抱えている求職者への就労相談、就職支援を実施します。	川内公共職業安定所宮之城出張所
児童虐待の早期発見	・通報や相談に対応して、関係機関と連携し継続相談・支援等を行います。	さつま警察署 さつま町教育委員会
	・健診等や関係機関との連携で早期発見のために連絡調整を行います。	さつま町子ども支援課
DV 被害者への支援	・通報や相談に対応して、関係機関と連携し継続相談・支援等を実施します。	さつま警察署、他
	・相談窓口を設置し、関係機関と連携し継続相談・支援等を実施します。	さつま町子ども支援課
不登校児への支援	・相談窓口を設置します。	さつま町教育委員会 さつま町子ども支援課
引きこもり者へ支援体制を整備	・家庭訪問等により支援します。	さつま町民生委員児童委員協議会

※主な実施団体等は、さつま町自殺対策協議会に属する団体(またはその団体に属する団体)のみ掲載しています。

■新たな取組

- ・「さつま暮らし・しごとサポートセンター」と連携し、引きこもり者の相談にのじたり訪問等の支援を行うことを検討します。
(さつま町社会福祉協議会、さつま町保健福祉課)

■目標

- ・健診、相談、教室で親子の愛着形成の大切さを伝え、各種健診や相談の95%の受診をめざします。(さつま町子ども支援課)

(4) 自殺未遂者への支援

■取組の方針

重大な事態に陥りやすい自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐため、訪問・相談・情報提供等の支援を行ないます。

■具体的取組

取組	内容	主な実施団体・支援団体
自殺ハイリスク者への支援	・病院に救急搬送された方については、相談窓口が掲載されたリーフレットを配布します。	さつま町消防本部 薩摩郡医師会
	・本人・家族の希望により面接や訪問を行い支援します。	川薩保健所 さつま町保健福祉課
自殺に関する情報収集	・統計より情報を収集し分析します。また、見えてくる課題に対して対策を講じます。	川薩保健所 さつま町保健福祉課

※主な実施団体等は、さつま町自殺対策協議会に属する団体(またはその団体に属する団体)のみ掲載しています。

(5) 自死遺族への支援

■取組の方針

悲しみや苦しみを打ち明けられず、抱え込んでしまいがちな自死遺族に対して、寄り添う支援を行うとともに、必要な情報提供を推進します。

■具体的取組

取組	内容	主な実施団体・支援団体
身近な人を自殺(自死)で亡くした遺族への支援	・大切な人を自殺(自死)で亡くされた方々を対象に、つらさや悲しさ等を語り合い支え合う場として開催される自助グループ「こころ・つむぎの会」について周知し、自死遺族等を支援します。	川薩保健所 さつま町保健福祉課

※主な実施団体等は、さつま町自殺対策協議会に属する団体(またはその団体に属する団体)のみ掲載しています。

基本方針4 関係団体の連携や協働を推進する

(1) 連携や協働の推進

■取組の方針

必要な支援につなげるため、本人の同意を得るなど、個人情報の適切な管理に努めながら、関係団体との連携・協働による取組を推進します。

■具体的取組

取組	内容	主な実施団体・支援団体
かかりつけ医と精神担当部署との連携	・平成25年2月より開始された川薩地区G-Pネットの周知と拡大を図ります。	薩摩郡医師会 医療法人博仁会宮之城病院 川薩保健所
	・保健所と病院、役場等との連携を強化し、今後は自殺対策協議会での連携も図ります。	川薩保健所
自殺対策協議会	・関係団体や組織で、自殺対策を検討するため定期的に協議会部会を開催します。	さつま町自殺対策協議会
地域と関係団体との連携	・公民館長・公民会長、民生委員・児童委員、地域支え合い推進員、母子保健推進員、健康づくり推進員、ボランティアと医療・行政・警察等とのケース会議を設けます。	全団体

※主な実施団体等は、さつま町自殺対策協議会に属する団体(またはその団体に属する団体)のみ掲載しています。

■新たな取組

- ・かかりつけの病院と精神担当部署において、災害時の支援についても検討します。
(さつま町保健福祉課)

■目標

- ・2020年までに在宅医療患者に使用している医療連携シートの、特に独居高齢者への積極的な活用をめざします。(薩摩郡医師会・医療法人博仁会宮之城病院)
- ・自殺対策協議会で、研修会等も開催することをめざします。
(さつま町自殺対策協議会)
- ・2020年までに共通の相談連携シートを作成し、相談者の確実な引継ぎ等を行うことをめざします。(さつま町保健福祉課)

さつま町 生きる支援関連取組一覧

市内の多様な事業から、生きることの阻害要因（失業・借金・病気・介護疲れ・孤独等）を減らし、生きることの促進要因（経済的安定・仕事・趣味・信頼関係等）を増やす取組を行い、狭義の対策だけでなく、「生きる支援」に関するあらゆる取組を総動員して、包括的な支援として推進します。

課(局・室) 係	取 組	内 容
※下部記載	生きる支援に関する相談窓口のリーフレット等を掲示	各種手続きの為に窓口を訪れた町民に対し、生きる支援に関する様々な相談先を掲載したリーフレットを掲示し、必要に応じて配布することで情報周知を図ります。 （まずは相談窓口があることを知ってもらい、さりげなく手に取れる環境を整えます。）
※ 税務課 町民税係・資産税係 町民環境課 町民係・人権同和对策係・太陽福祉センター係 保健福祉課 福祉係・保険係・健康増進係 高齢者支援課 高齢者支援係 子ども支援課 子ども健康係		
※下部記載	出前講座での情報提供	各担当課が講座を開き、町民同士のコミュニケーションを推進します。講座終了後、各種相談先を掲載したリーフレットの配布等を行います。
※ 総務課 危機管理係 企画財政課 企画政策係・財政係 町民環境課 町民係・環境係 高齢者支援課 介護保険係・高齢者支援係 保健福祉課 福祉係・保険係・健康増進係 商工観光PR課 商工振興係 社会教育課 社会教育係		
窓口業務・訪問・地域巡回・要望や相談対応に従事する職員、それらに関連する施設・団体に所属する者	こころの健康づくり・ゲートキーパーに関する研修の受講	各種手続き等の窓口業務に従事する職員や、訪問調査・地域巡回を行う職員、また要望や相談対応に従事する職員等は、こころの健康づくりやゲートキーパーに関する研修を受講します。
総務課 秘書広報係	広報広聴機能の充実	広報紙等で、自殺予防週間や自殺対策強化月間、また、生きる支援関連の特集記事や相談会等の情報を掲載し、自殺対策に向けた全町的な取組を推進します。
	町ホームページの充実	町のホームページやフェイスブック等を活用し、町自殺対策計画についての情報発信や自殺対策に関する正しい知識を町民に普及させるとともに生きる支援の啓発を継続して行います。
総務課 行政係	職員研修に関する事務	職員研修の一つに、こころの健康づくり・ゲートキーパーに関する研修を導入します。
	職員の健康管理に関する事務	ストレスチェックや人間ドック等の結果から、疾病の早期発見と早期治療のための受診勧奨など、職員の心身と健康の維持増進を図ります。

課(局・室) 係	取 組	内 容
総務課 行政係	行政相談業務の 支援と連携	地域の住民生活に身近な分野を中心に、広範な行政分野の苦情等の相談役である行政相談委員の活動を支援（相談所の開設等）するとともに、連携した取組を推進します。
総務課 危機管理係	交通安全対策の 推進	交通安全キャンペーン等の実施とあわせ、自殺対策に関するリーフレット（相談先の紹介）等を配布します。
	防災行政無線	防災行政無線放送機器の各家庭への設置時、各家庭で抱える事情に応じて関係課・機関に連絡を行います。
総務課 情報システム係	安全安心情報メ ール	登録者に対して災害情報・防犯情報等を発信する際、自殺予防週間や自殺対策強化月間などに標語等を送信することを検討します。
企画財政課 企画政策係	女性団体連絡協 議会の活動支援 を通じた広報・ 啓発活動	女性・男性の性別にかかわらず「自分らしく」生きることができるよう、男女共同参画社会の実現に向け、女性団体のイベントや研修会において、生きる支援に関する資料や相談先等を掲載したリーフレットを提供し、住民に対する広報・啓発活動を行っていただくよう働きかけます。
企画財政課 地域振興係	地域元気再生事 業（地域活性化 型）	区公民館が行う地域づくり事業や、地域の課題解決を図るための事業、社会貢献や地域活性化につながる創造的な事業に対し、その費用の一部を助成するとともに、事業計画に住民同士の交流を組み込むよう提案します。
	地域担当職員の 配置	各種活動や計画策定などの支援・協力にあたり自殺対策についても協議し、地域一体となって取り組む仕組みづくり等を提案します。
	コミュニティ助 成事業	コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくり等に対して助成を行い、そのうちの一つである「地域づくり助成事業」の案内を行います。
	住民参画のまち づくり推進、リ ーダー人材育成	次世代を担う地域リーダー育成のため、県主催の研修会等へ参加し、共生・協働に関する意識向上を図ります。
	「地域づくり活 性化計画」の実 現に向けた活動 支援	各種活動や計画策定などの支援・協力にあたり、自殺対策についても協議し、地域一体となって取り組む仕組みづくり等を提案します。
財産管理課 財産管理係	学校跡地の有効 活用	まちづくりの視点をもって地域住民の意見等を十分反映させ、地域のコミュニケーション力の向上を図り、地域一体として活用策を検討します。
町民環境課 町民係	人権擁護事務	特設人権相談所を町内の各地区に開設し、身近に相談窓口を設けます。相談のケースに応じて適切な相談支援先に繋ぐことができるよう関係機関との連携を強化します。

課(局・室) 係	取 組	内 容
町民環境課 太陽福祉センター係	太陽福祉センターの運営	太陽福祉センターが、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点として、生活上の相談事業や同和問題をはじめとするあらゆる人権課題の事業を実施していることを周知し、人権課題を抱えた際に利用できるよう普及を促します。
	人権啓発推進事業	町人権擁護審議会及び町人権啓発推進会議を開催し、連携した取組を推進します。 また、人権啓発フェスティバルを実施し人権啓発に努め、会場に各種相談先を掲載しているリーフレットの配置、対策に関連するパネル展示等を行います。
保健福祉課 福祉係	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立支援事業 ・生活保護制度 ・心配ごと相談所の運営 	生活に困っている相談者に寄り添いながら相談に応じ、保健師や関係機関との連携により、「生きることへの包括的な支援」を強化します。 また、くらし・しごとサポートセンター等の相談に応じる職員に対し、ゲートキーパー研修の受講を推奨します。
	障害者相談支援事業	障がい者(児)が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための必要な援助を行います。 また、相談ケースに応じて適切な関係機関へつなげるよう関係機関と連携を図り、家族等に対しゲートキーパー研修の受講を推奨します。
	民生委員・児童委員、主任児童委員	生活に困っている人や児童・心身障がい者(児)・高齢者・母子世帯等で援助を必要とする人の相談に応じ、指導や関係機関へのつなぎを行います。 また、適切な関係機関へつなげられるよう委員の資質向上の研修を実施し、全委員に対しゲートキーパー研修の受講を推奨します。
	ボランティアセンターの運営	ボランティアを必要としている団体への様々な情報提供や人材のマッチング等を進めます。 また、ボランティアとして参加することそのものが個人の生きがいにつながるという観点から、継続的な活動の支援を行います。
	心配ごと相談所の運営	毎週木曜日にくらし・しごとサポートセンターの職員で生活の困りごと等の相談に応じます。 また、毎月第3木曜日に弁護士による無料法律相談を実施します。
	福祉団体への加入促進	会員相互のつながりの中で何でも相談できる雰囲気づくりや個人の生きがいづくりにつながる支援を行います。また、会員に対しゲートキーパー研修の受講を推奨します。
	保健福祉課 保険係	特定健康診査(国保)

課(局・室) 係	取 組	内 容
高年齢者支援課 高年齢者支援係	生活支援体制整備事業	支援が必要な高齢者に対し、元気な高齢者などによる有償ボランティアが見守り、支援する体制を構築し、地域住民同士という顔の見える安心できる関係性を強化し、支えあいの気持ちを育みます。
	地域ケア会議推進事業	高齢者の生活支援を巡る地域課題等が発生した場合に、多職種間での会議を行うことで、様々な視点から多角的に課題を捉え、対象への支援の強化、連携の強化に繋がります。
	高齢者福祉バス運行	高齢者クラブが行う研修やボランティア活動等のために運行し、普段は外出の機会がない高齢者が、地域の友人や仲間と共に出かけることができ、コミュニティの強化や生涯学習の推進に繋がります。
	緊急通報体制整備事業	在宅の1人暮らし高齢者及び身体障がい者等に対し、急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図ることを目的に、対象者宅に緊急通報装置を設置し、住み慣れた在宅で安心して過ごすことができるよう支援します。
	シルバー人材センター運営支援	シルバー人材センターの活用を促すため、働くことを希望する高齢者へシルバー人材センターを紹介します。
高年齢者支援課 介護保険係	介護認定調査	介護認定調査において、虐待やうつなど何らかの問題を抱えていることが疑われる場合は、関係機関へ連絡します。
子ども支援課 子育て支援係	ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等の生活の安定及び福祉の向上を図るために医療費の一部を助成します。
	放課後児童健全育成事業	共働き等の理由により保護者が昼間家庭にいない小学校児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図ります。
	児童扶養手当事業	父又は母と生計を同じくしていない児童（18歳未満）が育成される家庭（ひとり親家庭等）の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ります。
	特別児童扶養手当事業	身体又は精神に中度以上の障がいを持つ児童（20歳未満）を監護している父又は母、または父母にかわって児童を養育している方の生活を支援します。
	病児保育事業	就業や世帯構造（ひとり親、核家族等）で病気の児の世話が困難な場合に、児を一時的に預かることで、保護者の負担を軽減します。
	小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業	子どもの慢性疾患のうち、特定の疾患についてはその治療が長期にわたり、医療費も高額になること等から、安心して治療が受けられるように保険診療の自己負担分の一部を助成します。

課(局・室) 係	取 組	内 容
子ども支援課 子育て支援係	保育所等入所	共働きや妊娠・出産、保護者の病気、親の介護などの事情で、保護者が家庭で保育のできない場合や、休日保育・一時預かり等も利用することができ、保護者の負担の軽減を図ります。
農政課 農業振興係	さつまフェスタ	さつまフェスタで町民相互の交流促進と町内外を含めた交流人口の増加及び地域の活性化を図ります。また、相談先を掲載したリーフレット等を配布することにより、相談先の周知啓発を図ります。
農政課 畜産係	<ul style="list-style-type: none"> 家畜伝染病対策本部設置 口蹄疫対策事業 鳥インフルエンザ対策 	家畜伝染病等が発生した際、関係する農家等の支援時、必要に応じて各種相談窓口の情報提供を行います。
担い手育成支援室 担い手育成係	<ul style="list-style-type: none"> 担い手育成総合支援協議会事業 青少年収納給付金事業 農の里親制度 	認定農業者巡回訪問時、悩みや困りごとを抱えた際に相談できるよう、相談先を掲載したリーフレットを配布します。また、必要に応じて関係機関に繋がります。
耕地林業課 林業振興係	林業担い手育成対策事業	林業従事者の福利厚生の実現を図り、事業主の雇用改善計画等について指導・助言に努めます。
商工観光 PR 課 観光 PR 係	観光案内所設置業務	宮之城鉄道記念館に設置している観光案内所において、観光パンフレットのほか、各種相談窓口を紹介しているリーフレットを置き、さりげなく手に取れるような雰囲気づくりに配慮します。
商工観光 PR 課 商工振興係	消費者行政活性化事業	消費生活に関する相談で、抱えている他の課題も把握した際、必要に応じて関係機関に繋がります。
	商工業新規参入者支援事業	商工業への新規参入の促進及び創業時における経営の安定化を図ります。また、新規参入者への支援時、悩みや困りごとを抱えた際に相談できるよう、事前に相談先を掲載したリーフレットを配布します。
ふるさと振興課 企業誘致係	ハローワークやものづくり企業振興会との連携による就業斡旋	失業等（転入等を含む）で職を失い収入が不安定な方に、ハローワークの求人情報や町内の製造業者で構成する「ものづくり企業振興会」企業の求人情報を提供し、就業に向けたマッチングを応援します。
ふるさと振興課 移住定住係	地域活性化対策事業	さつま町に定住する目的で、居住用の住宅を建設又は購入する方に対し、取得費用の一部を助成します。対象物件については、取得要件によりますが借入金利を下げる制度（フラット 35）を紹介するなど、返済について案内や相談に応じます。
	空き家情報バンクの活用	新築住宅等のローン返済による生活水準の低下を抑制し、空き家の有効活用と定住希望者への住宅供給を促進するため安価で取得できる中古住宅の売買や賃貸情報を提供します。

課(局・室) 係	取 組	内 容
建設課 建築係	公営住宅家賃滞 納整理	家賃滞納者で深刻な問題を抱えているという情報 や相談があった場合、それらの問題を支援でき るところに繋げられるような体制を作ります。
水道課 水道管理係	水道料金収納対 策	督促状や催告書に相談先などの情報を掲載しま す。
農業委員会事務局 農地係	農地の斡旋事務	配偶者や親の死亡等により、不安を抱えて相談に 来られる場合、農業委員や農地利用最適化推進委 員等に働きかけて、できるだけ早期に農地の新し い耕作者等が見つかるよう努力します。
教育総務課 総務係	さつま町奨学資 金貸与事業	経済的理由により高校・大学等への就学が困難な 生徒に対し、奨学金を貸与し本町教育の発展を図 ります。また、資金面の援助に限らず、様々な問 題に対し他の機関につなげて包括的な支援を行 います。
学校教育課 教育指導係	人権同和教育事 業	人権同和教育を推進することで他者への思いやり や尊厳を育み、子どもの豊かな心の育成を推進し ます。
学校教育課 教育企画係	さつま町特別支 援教育支援員配 置事業	児童生徒の学習や日常生活を支援する支援員に、 ゲートキーパー研修を受講することを推奨しま す。
	・教育相談事業 ・適応指導教育 事業	教育相談によって児童生徒の悩み等を聴くこと で、不登校などの問題解決の糸口を見出し、心 身ともに健康な学校生活を送れるようにします。 また、教育相談員や適応指導教室指導員にここ の健康づくりやゲートキーパー研修を受講する ことを推奨します。
	スクールソーシ ャルワーカー活 用事業	家庭への積極的な働きかけを行い、生活環境の改 善を図り、福祉関係部局等の関係機関と連携を行 います。また、不登校の児童生徒やその保護者 との教育相談を行い、支援します。
	未就園児の保育 体験事業（おひ さまクラブ）	未就園児の保育体験事業を実施し、保育交流や子 育てに関する様々な情報提供を行う等の子育てを 支援します。また、保護者同士の交流を促し、育 児の不安の軽減に努めます。
社会教育課 社会教育係	さつま町 PTA 連 絡協議会	町の地域性に応じた PTA 活動の創造を積極的に 推進するため、各単位 PTA 活動の活性化に努 め、お互いに情報を共有しながら充実した活動 をめざします。また、各種会合でリーフレット配 布、研修への受講を推奨します。
	高齢者学習活動 促進事業	地域包括支援センター等から講師を招いて、高齢 者となっても家に閉じこもらず社会との繋がりを 持って生活する生き方を広めます。
	家庭教育学級促 進事業	子どもが他人をいたわり、いじめや差別をしない ことを身につけ、豊かな社会性を持つ人間に育 てる家庭作りを推進します。

課(局・室) 係	取 組	内 容
社会教育課 社会教育係	社会同和教育推進事業	人権フェスタに学校や地域団体で出演し、各種人権指導者研修会に参加します。また、小中学校での同和教育講演会を開催します。集会所での各種文化講座も実施します。
	生涯学習推進事業	自分の生きがいやいきいきと豊かな人生を送るための生涯学習の推進を図ります。また、各種会合や講座等でリーフレットを配布します。
	図書館運営事業	各種相談先が掲載してあるリーフレットを設置し、3月の自殺対策強化月間や9月の自殺予防週間時に「いのち」や「こころ」に関する図書の特集を行うことで、児童生徒等に対する情報周知を図ります。
	青少年育成推進事業	地域の協力を得ながら子どもの健全な育成を推進することで、早期にコミュニケーション能力や支えあいの気持ちを育むことを支援します。総会等の会合で各単位子ども会育成会会長を対象にリーフレットを配布します。
消防総務課 消防団係	消防団幹部会議	火災やその他の災害現場で様々な体験をしている消防団員に、こころの健康づくりを促せるよう消防団幹部会議時に各種相談先を掲載しているリーフレットを配布したり、勉強会を実施します。
警防課 予防係	住宅用火災警報器設置促進事業	住宅用火災警報器の各家庭への設置調査時、各家庭で抱える事情に応じて関係課・機関に連絡を行います。

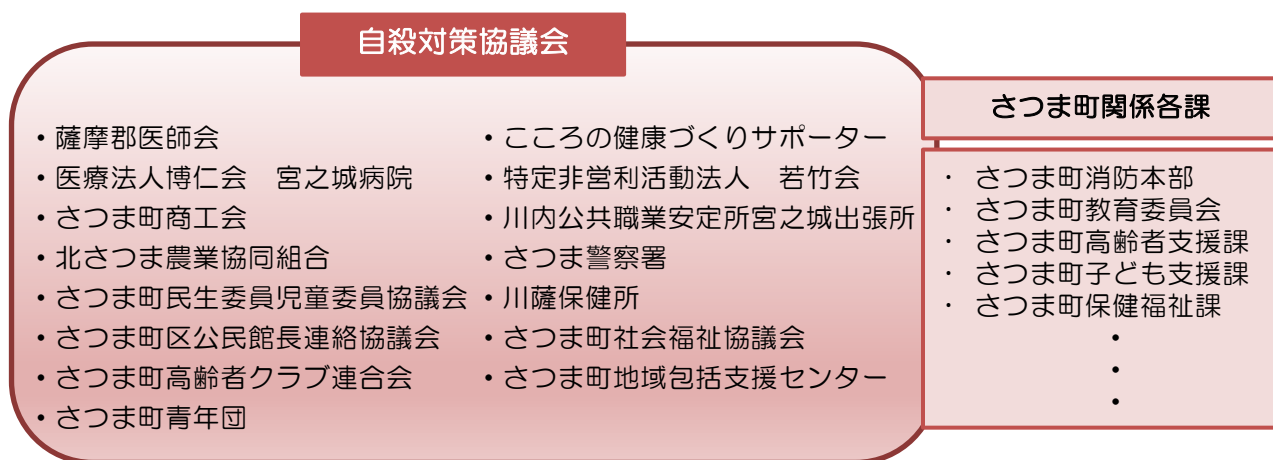
第5章 計画の推進体制

1 推進体制

「誰も自殺に追い込まれることのない生き心地のいい町づくり」の実現をめざして、行政組織内外の関係団体・機関ならびに民間団体等と緊密な連携を図るとともに、様々な関係者の知見を活かし、自殺対策を総合的に推進します。

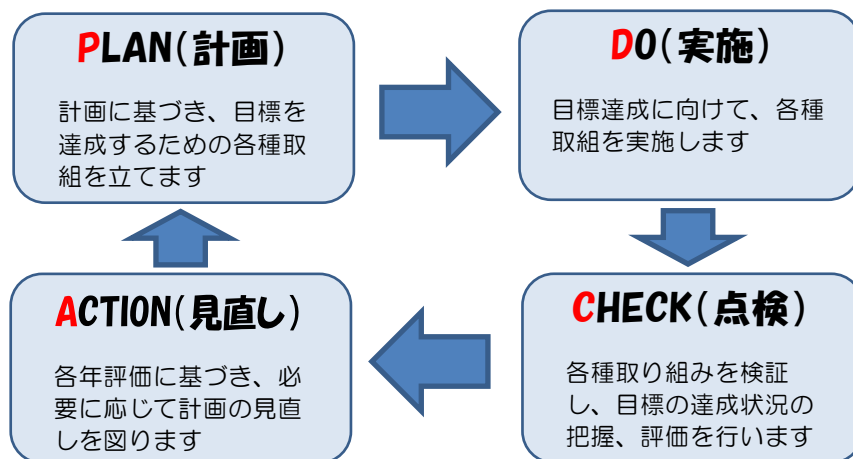
そのため、「自殺対策協議会」を設置し、計画の進捗管理をするとともに、事務局が庁内の関連施策との連携を図り、計画に沿った事業・取組を着実に推進します。

[さつま町自殺対策における連携体制]



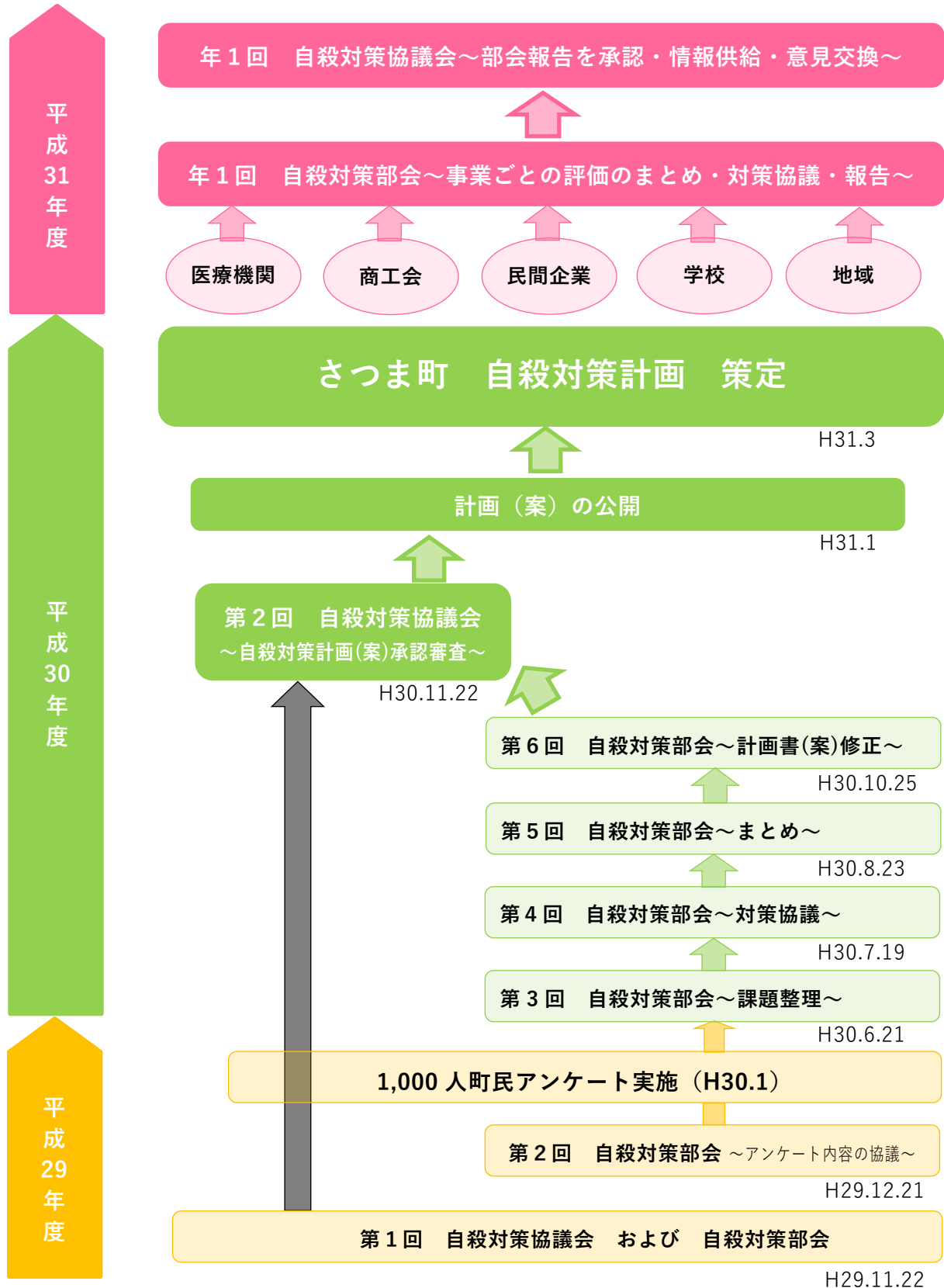
2 評価のしくみ

計画管理中は、各種取組について、実施団体による適切な進行管理を行います。また年に1度効果的に行われているか検証し、評価を行うためさつま町自殺対策協議会で取組の進行状況や結果について報告します。また、進行状況については町広報紙やホームページ等により町民等に報告します。さつま町は自殺対策においてPDCAサイクルの確立に努めます。



第6章 資料

1 さつま町のいち支える対策推進計画の策定経過



2 さつま町自殺対策協議会設置要綱

(設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第2条の基本理念に則り、さつま町内の自殺者ゼロを目標に、関係する機関及び団体（以下「関係機関等」という。）が連携し、現状、課題等を明らかにしながら、自殺予防のための適切な対策を推進するため、さつま町自殺対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自殺の実態把握に関すること。
- (2) 自殺対策の検討に関すること。
- (3) 自殺対策のための情報交換及び連携方法に関すること。
- (4) 自殺対策のための普及啓発に関すること。
- (5) 自殺対策計画に関すること。
- (6) 地域における自殺対策の取り組みに関すること。
- (7) その他自殺対策の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会の委員（以下「協議会委員」という。）は、別表に掲げる関係機関等の長又は代表者及びその他必要と認められた者の中から町長が委嘱する。

(協議会委員の任期)

第4条 協議会委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、協議会委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、副町長をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、協議会委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要に応じて協議会委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴取することができる。

(部会)

第7条 第2条に規定する所掌事項の具体的な内容について協議するため、協議会に部会を置く。

- 2 部会は、部会長及び部会委員をもって組織する。
- 3 部会長は、保健福祉課長をもって充てる。

4 部会委員は、協議会委員が当該関係機関等に属する職員等のうちから指名した者をもって組織する。

5 部会は、必要に応じて部会長が招集する。

6 部会委員の任期は、2年以内の期間で部会長が必要と認める期間とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会の同意を得て会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成29年11月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この告示の施行後最初に委嘱されるさつま町自殺対策協議会委員の任期は、第4条の規定に関わらず、平成31年3月31日までとする。

3 さつま町自殺対策協議会委員名簿

No.	団 体 名	氏 名
1	薩摩郡医師会	堀之内 都基
2	医療法人博仁会 宮之城病院	新門 弘人
3	さつま町商工会	白石 和弘
4	北さつま農業協同組合	春田 和則
5	さつま町民生委員児童委員協議会	大園 良正
6	さつま町区公民館長連絡協議会	小川 政徳
7	さつま町高齢者クラブ連合会	田中 俊徳
8	さつま町青年団	末吉 元気
9	こころの健康づくりサポーター	末吉 榮作
10	特定非営利活動法人 若竹会	肝付 修二
11	川内公共職業安定所宮之城出張所	川路 和利
12	さつま警察署	中島 義之
13	川薩保健所	藤後 竜也
14	さつま町社会福祉協議会	二階堂 清一
15	さつま町消防本部	中間 博巳
16	さつま町教育委員会	塩入 孝博
17	さつま町地域包括支援センター	橋ノ口 賢二
18	さつま町副町長	上野 俊市
19	さつま町高齢者支援課	岩元 義治
20	さつま町子ども支援課	鍛冶屋 勇二

4 さつま町自殺対策協議会部会委員名簿

No.	団体名	氏名
1	薩摩郡医師会	益崎 隆雄
2	医療法人博仁会 宮之城病院	内田 秀三
3	さつま町商工会	山崎 まち子
4	北さつま農業協同組合	勝目 正隆
5	さつま町民生委員児童委員協議会	大園 良正
6	さつま町区公民館長連絡協議会	下市 真義
7	さつま町高齢者クラブ連合会	岡村 光子
8	さつま町青年団	小野原 崇之
9	こころの健康づくりサポーター	山下 スミ子
10	特定非営利活動法人 若竹会	木之下 秀徳
11	川内公共職業安定所宮之城出張所	川路 和利
12	さつま警察署	神菌 正和
13	川薩保健所	川路 悠子
14	さつま町社会福祉協議会	山下 光男
15	さつま町消防本部	西 一樹
16	さつま町教育委員会	糸井 義行
17	さつま町地域包括支援センター	橋ノ口 賢二
18	さつま町保健福祉課	櫻 伸一
19	さつま町高齢者支援課	出水 隆
20	さつま町子ども支援課	濱田 清美

事務局

さつま町保健福祉課	山田 博彦
	吉永 純子
	春口 美来
	中村 朝則
	高田 恵里

※各団体における役職は省略しております。

5 自殺対策基本法

自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）

目次

- 第一章 総則（第一条—第十一条）
- 第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）
- 第三章 基本的施策（第十五条—第二十二条）
- 第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

- 2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。
- 3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。
- 4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。
- 5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（国民の責務）

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

（国民の理解の増進）

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

（自殺予防週間及び自殺対策強化月間）

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

（関係者の連携協力）

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

（名誉及び生活の平穏への配慮）

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのない

ようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
- 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

6 自殺総合対策大綱の概要

「自殺総合対策大綱」（概要）

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

平成28年の自殺対策基本法の改正や我が国の自殺の実態を踏まえ抜本的に見直し

第1 自殺総合対策の基本理念

- 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す
- 自殺対策は、社会における「**生きることの阻害要因**」を減らし、「**生きることの促進要因**」を増やすことを通じて、**社会全体の自殺リスクを低下**させる
- 阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等
促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- 年間自殺者数は減少傾向にあるが、**非常事態はまだまだ続いている**
- 地域レベルの実践的な取組を**PDCAサイクルを通じて推進**する

第3 自殺総合対策の基本方針

1. **生きることの包括的な支援**として推進する
2. **関連施策との有機的な連携を強化**して総合的に取り組む
3. **対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動**させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. **地域レベルの実践的な取組への支援を強化**する
2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な**精神保健医療福祉サービス**を受けられるようにする
7. **社会全体の自殺リスクを低下**させる
8. 自殺未遂者の再発の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. **子ども・若者の自殺対策を更に推進**する
12. **勤務問題による自殺対策を更に推進**する

第5 自殺対策の数値目標

- 先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、**平成38年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少**（平成27年18.5 ⇒ 13.0以下）

(WHO:仏15.1(2013)、米13.4(2014)、独12.6(2014)、加11.3(2012)、英7.5(2013)、伊7.2(2012))

第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における**計画的な自殺対策の推進**
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

自殺総合対策における当面の重点施策（ポイント）

- **自殺対策基本法の改正の趣旨・基本的施策及び我が国の自殺を巡る現状を踏まえて、更なる取組が求められる施策** ※各施策に担当府省を明記 ※補助的な評価指標の盛り込み例：よりよいホットラインや心の健康相談統一ダイヤルの認知度

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

<p>1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域自殺実態プロフィール、地域自殺対策の政策パッケージの作成 ・地域自殺対策計画の策定ガイドラインの作成 ・地域自殺対策推進センターへの支援 ・自殺対策の専任職員の配置・専任部署の設置の促進 	<p>2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施 ・児童生徒の自殺対策に資する教育の実施（SOSの出し方に関する教育の推進） ・自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及 ・うつ病等についての普及啓発の推進 	<p>3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究・検証・成果活用（革新的自殺研究推進プログラム） ・先進的な取組に関する情報の収集、整理、提供 ・子ども・若者の自殺調査 ・死因究明制度との連動 ・オンライン施設の形成等により自殺対策の関連情報を安全に集積・整理・分析 	<p>4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療等に関する専門家などを養成する大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進 ・自殺対策の連携調整を担う人材の養成 ・かかつけ医の資質向上 ・教職員に対する普及啓発 ・地域保健・産業保健スタッフの資質向上 ・ゲートキーパーの養成 ・家族や知人等を含めた支援者への支援 	<p>5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職場におけるメンタルヘルス対策の推進 ・地域における心の健康づくり推進体制の整備 ・学校における心の健康づくり推進体制の整備 ・大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進 	<p>6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神科医療、保健、福祉等の連動性の向上、専門職の配置 ・精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成等 ・うつ病、統合失調症、アルコール依存症、ギャンブル依存症等のハイリスク者対策
<p>7. 社会全体の自殺リスクを低下させる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICT（インターネットやSNS等）の活用 ・ひきこもり、児童虐待、性被害、性暴力の被害者、生活困窮者、ひきこもり、性被害マイリテラシーに対する支援の充実 ・妊産婦への支援の充実 ・相談の多様な手段の確保、アウトリーチの強化 ・関係機関等の連携に必要な情報共有の周知 ・自殺対策に資する居場所づくりの推進 	<p>8. 自殺未遂者の再発の自殺企図を防ぐ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の自殺未遂者支援の拠点機能を担う医療機関の整備 ・医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化 ・居場所づくりとの連動による支援 ・家族等の身近な支援者に対する支援 ・学校、職場等での事後対応の促進 	<p>9. 遺された人への支援を充実する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺族の自助グループ等の運営支援 ・学校、職場等での事後対応の促進 ・遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等 ・遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上 ・遺児等への支援 	<p>10. 民間団体との連携を強化する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間団体の人材育成に対する支援 ・地域における連携体制の確立 ・民間団体の相談事業に対する支援 ・民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援 	<p>11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめを苦にした子どもの自殺の予防 ・学生・生徒への支援充実 ・SOSの出し方に関する教育の推進 ・子どもへの支援の充実 ・若者への支援の充実 ・若者の特性に応じた支援の充実 ・知人等への支援 	<p>12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長時間労働の是正 ・職場におけるメンタルヘルス対策の推進 ・ハラスメント防止対策

さつま町のち支える対策推進計画
誰も自殺に追い込まれることのないさつま町をめざして

平成31年3月

[発行] さつま町
[編集] 保健福祉課
鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地 1565 番地 2
Tel. (0996) 53-1111

ささえあおう
ころといのち



ころポロシャツ

「ターコイズブルー」は、爽やかな色で心を癒し、コミュニケーションを助ける色となっております。さつまるちゃんとメッセージを見た方が癒されたり、元気付けられたり、誰かと話そうと思うきっかけになることを願って作られました。町職員をはじめ、関係機関の方々と毎月第三水曜日に着用して啓発をしています。



みんなて
応援してね!

さつまるちゃんも
この取組を応援しています。